

## 令和6年度 鶴見区自治連合会定例会日程

月	鶴見区自治連合会定例会			配送予定日	
4月	19日	金	8・9号室	23日	火
5月	17日	金	8・9号室	21日	火
6月	19日	水	8・9号室	21日	金
7月	19日	金	8・9号室	23日	火
8月	休 会				
9月	19日	木	8・9号室	24日	火
10月	18日	金	8・9号室	22日	火
11月	19日	火	8・9号室	21日	木
12月	19日	木	8・9号室	23日	月
1月	17日	金	8・9号室	21日	火
2月	19日	水	8・9号室	21日	金
3月	19日	水	8・9号室	24日	月

担当：鶴見区地域振興課  
電話：510-1687

「令和6年度横浜市市民活動保険」の周知及びリーフレットの配布について【情報提供】

1 事業の趣旨

「横浜市市民活動保険」は、より住みやすい地域の実現のため、ボランティア活動をする方が安心して活動を行えるように、市があらかじめ保険会社と保険契約を締結して運営しています。令和6年度もこれまでと同様に、継続して実施します。是非ご活用ください。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 令和6年度横浜市市民活動保険補償内容（令和5年度補償内容から変更はありません）

賠償責任保険（限度額）		傷害保険	
身体賠償	1名 1億円	死亡	1名 500万円
	1事故 5億円	後遺障害	後遺障害の程度に応じた金額 (1名 上限500万円)
財物賠償	1事故 500万円	入院	1日 3,500円(180日限度)
保管物賠償	1事故 500万円	通院	1日 2,500円(90日限度)
免責金額 (自己負担額)	5,000円	手術	入院の手術 35,000円 外来の手術 17,500円

4 添付資料

リーフレット「令和6年度横浜市市民活動保険のご案内」



5 主な配布先

各区総務課、各区区政推進課広報相談係、各区市民活動支援センター、  
地域ケアプラザ 等  
本市ホームページにも掲載します。

※ 令和6年度横浜市市民活動保険事業は、予算案が横浜市会において議決されることが実施の条件となります。

# 令和6年度 横浜市市民活動保険のご案内

ボランティア活動中のケガや、他人の物を壊した場合などの補償制度です。

令和6年4月1日午後4時～翌年4月1日午後4時に発生した事故が対象です。  
補償内容等が年度によって変わる場合がありますので、必ずご確認ください。

## 特徴

- **保険料は不要です。**
- **事前の登録・加入手続きは不要です。**
- **事故発生後に手続きをしていただけます。**

ボランティア活動をする方が安心して活動を行えるように、横浜市が保険料を負担し、保険会社と契約をしています。活動者には事故発生後に、日頃の具体的な活動内容や、事故の状況を書面で報告していただきます。それに基づき横浜市と保険会社が審査を行い、要件を満たしていることが確認できた場合に保険金が支払われます。

※ 詳しい手続き方法・必要書類については、最後のページをご確認ください。

## 対象

もっぱら市内で、次の**4つの要件を全て満たす**ボランティア活動を行う方。

- ① **自主的に**構成されたグループや個人、地域住民組織である自治会町内会が行っている活動
- ② **無報酬**の活動（交通費などの実費の支給を除く）
- ③ **継続的・計画的**に行っている活動
- ④ **公益性**のある(他人や社会に貢献する)活動

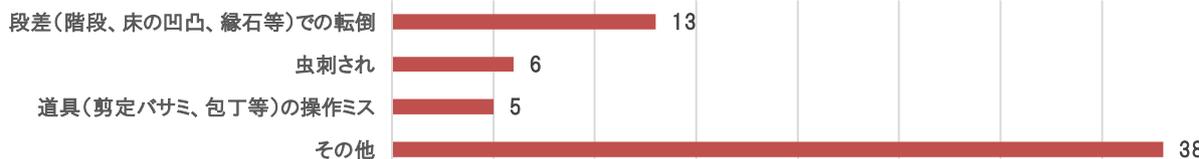
対象となる活動の例は次ページ

※ 対象となるボランティア活動には次の行為も含まれます。

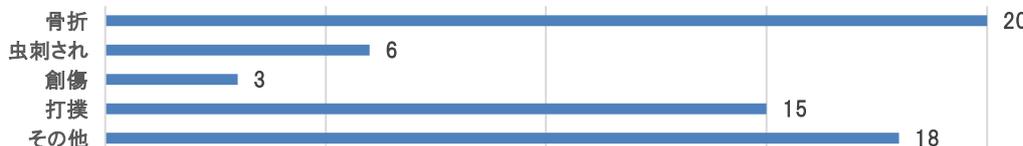
- ・ 集合地又は出発地及び解散地と自宅との**通常考えられる経路の往復途上**（国内に限る）
- ・ 活動に必要な会議・会場設営の**準備活動、後片付け**

### 事故の原因は？

【傷害事故: 令和5年4月～令和5年12月】



### 負傷内容は？



どうぞ気を付けてご活動ください。

# 対象となるボランティア活動の例



1	社会福祉施設等への援護活動	行事の手伝い、習い事の指導、慰問 等
2	高齢者、障がい児・者等への援護活動	配食サービス、生活介助、手話通訳・点訳・朗読奉仕 等
3	清掃活動	公園・河川・公道等の不特定多数の方が利用する場所の清掃・美化活動 等
4	資源回収・リサイクル活動	
5	公共的団体が行う募金活動	共同募金、交通遺児募金 等
6	地域防災・防犯活動	地域防災拠点の運営、地域の防災訓練の運営・指導、避難所での配食活動、防犯パトロール 等
7	交通安全活動	通学路での児童の見守り、自転車放置防止 等
8	保健衛生活動	食生活改善指導、健康に関する啓発 等
9	スポーツ活動の指導・運営	各種スポーツの指導、競技会の企画・運営・審判 等
10	文化活動の指導・運営	絵画・音楽・パソコン・各種学習の指導、講座の企画・運営 等
11	地域住民組織の運営	自治会町内会や老人クラブ、子ども会の運営、自治会町内会役員会等の会議への参加、広報物の配付・掲示 等
12	市(区)主催・共催事業の企画・運営	講演会、展示会等の企画・運営 等



## 次の活動は対象になりません。(主な例)

- (1) 勤務中や職業に従事しているときの活動、委託契約に基づく活動(報酬の有無にかかわらず、対象外)
- (2) 民生委員・児童委員、スポーツ推進委員などの非常勤特別職の地方公務員としての活動(公務災害等の補償があります)
- (3) 学校管理下での活動(例:市立学校の授業で川の清掃を行う生徒と、それを指導する地域の方)
- (4) 単位取得や学習のために行う活動(例:学校の宿題として課された活動)
- (5) 金額にかかわらず、謝金・手当など、労働の対価が支給される活動(交通費・食費などの実費の支給は可)
- (6) 一時的、突発的な善意の行為(例:一時的な手伝い、突然倒れた人を助ける行為)
- (7) 親睦が目的の活動、サークル活動(例:団体の親睦会、活動後の慰労会、趣味の活動)
- (8) 互助的な活動(例:集合住宅の敷地内の清掃、共有財産の管理、ごみ集積場所の清掃)
- (9) 特定の個人や特定の団体の利益のための活動
- (10) 政治、宗教、営利に関わる活動(例:祭礼等の宗教行為を含む行事、宗教施設の維持管理等)
- (11) チェーンソーを使用する森林ボランティア活動 (賠償責任事故のみ対象となります)

①防災訓練やイベントの参加者、講座の受講者は対象になりません。(スポーツ活動の運営者であっても競技参加中の事故は対象外となります)

②本市が執行する他の保険とは併用できません。(個人で加入している民間の保険との併用は可能です)

③本市が所有する施設への賠償責任事故には適用できません。

# 補償内容



賠償責任事故	ボランティア活動中にボランティア活動者の過失により、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊してしまったりなどした結果、被害者から損害賠償を求められ、 <b>法律上の賠償責任を負った場合に</b> 保険金が支払われます(道義上の責任のみでは支払対象となりません)。 <b>※免責金額(自己負担額)5,000円を超える部分について支払われます。</b>			
	区分	保険金額(限度額)	自己負担額	内容
	身体賠償	1名 1億円 1事故 5億円	5,000円	他人の身体に損害を与えた場合
	財物賠償	1事故 500万円		他人の財物に損害を与えた場合
保管物賠償	他人からの預かり品や管理している物を滅失・き損・汚損などにより被害を与えた場合			

傷害事故	ボランティア活動中に発生した <b>急激かつ偶然な外来事故(※)</b> によって、ボランティア活動者が死亡・負傷した場合に保険金が支払われます。		
	区分	保険金額	内容
	死亡	1名 500万円	傷害事故が原因で事故の日から180日以内に死亡した場合
	後遺障害	程度により 1名 20~500万円	傷害事故が原因で事故の日から180日以内に後遺障害が生じた場合
	入院	1日 3,500円 (180日限度)	傷害事故が原因で事故の日から180日以内に入院または通院した場合 ※実際にかかった費用ではなく、入院・通院の日数で計算します。 ※ <b>医師のいる医療機関</b> で診断・治療を受けてください。
	通院	1日 2,500円 (90日限度)	
手術	入院の手術 35,000円 外来の手術 17,500円	入院保険金が支払われる場合で、事故の日から180日以内に傷害の治療のために手術を受けた場合(1回の手術に限る)	

## ※急激かつ偶然な外来事故とは

- ・ **急激**・・・原因または結果の発生を**避け得ない**程度に急迫した状態
- ・ **偶然**・・・原因または結果の発生が対象者にとって**予知できない**状態
- ・ **外来**・・・原因の発生が対象者の身体に内在するもの(**持病等**)ではないこと



## 支払いの対象とならない主な例

### ■賠償責任事故・傷害事故 共通

・地震、噴火、または津波による事故 ・活動者の故意による事故 ・活動者の心神喪失による事故 等

### ■賠償責任事故

- ・ 車両の所有、使用、または管理に起因する事故
- ・ 故意又は重大な過失により法令に違反して製造、販売又は提供した物による事故
- ・ 自身(団体)の財物の滅失、き損または汚損
- ・ 活動者の親族に対する事故 等

### ■傷害事故

- ・ 熱中症
- ・ 対象者の脳疾患や疾病によるもの
- ・ 細菌性食中毒
- ・ むち打ち症や腰痛などで、それらの症状を裏付けるに足りる医学的他覚所見がないもの
- ・ 自殺行為、犯罪行為、無資格運転、酒酔運転による事故
- ・ 重大な過失による事故
- ・ 長時間立って作業をしたことでひざを痛めた 等

# 事故が起こった際の手続き方法



## 1 (ケガをした場合)すぐ病院へ行く

事故によるケガの状態を把握し、適切な治療を受けるために**医師のいる病院**へ行きます。

## 2 区役所へ連絡する(原則 30 日以内)

事故が発生した場合は、お近くの**区役所総務課**まで電話等でご連絡ください。手続き方法をご説明いたします。

## 3 区役所に必要書類を提出する(事故報告書の様式を受け取った日から原則 14 日以内)

■ 区役所から「**事故報告書(様式)**」をお渡します。必要事項を記入し、**書類(下表参照)**と一緒にご提出ください。

保険の対象要件(確認事項)		提出書類の例
1	自主的に構成されたグループや個人、地域住民組織である	規約、会則、チラシ、ボランティア募集パンフレット 等
2	無報酬の活動である	
3	公益性のある活動である	
4	継続的・計画的に実施されている活動である	事業計画書、案内文、チラシ 等
5	申請者(活動者)が事故日に活動していた	当日の活動者名簿、当番表、ボランティア登録票 等
6	【往復経路での事故の場合のみ】 事故は、適切な経路上で発生している	「自宅～活動場所」の経路と事故発生場所が示された地図

■ 「**事故報告書**」には、**事故や活動を証明できるご家族以外の第三者の氏名・住所等を記載**していただきます。

■ **市が、対象となる活動であると認める場合に、保険会社から保険金の請求に必要な書類をお送りします。**

## 4 保険会社に保険金の請求書を提出する

■ **賠償責任事故の場合**は、被害者との間で示談が成立した時、または調停、裁判上の和解、判決等、書面による合意が成立した後にご提出ください。

■ **傷害事故の場合**は、日常生活に支障がない程度まで回復された時、または事故発生日から 180 日を経過した時にご提出ください。

■ **請求内容について保険会社が確認・調査した結果、対象事故であると認める場合に、保険金が支払われます。**

よくあるご質問

横浜市ホームページに掲載しています。 [トップページ](#) [市民活動保険](#) [検索](#)



Q1: 市民活動保険が利用できるのなら、自分で契約していた保険は解約しても大丈夫ですか？

→市民活動保険は万が一の事故のための最低限の補償を行う制度のため、活動内容を踏まえ、どの範囲の補償が必要か十分に検討してください。なお、任意で契約した民間の保険と併用できる場合もあります。

Q2: 申請書類に名簿等の提出が必要とありますが、個人情報の取扱はどのようになりますか？

→全員の名簿は必要ありません。申請する方や関係する方の記載部分のみご提出ください。また、ご提出の際は団体代表者や該当者の了解を得る等、ご調整ください。

(各区役所総務課) お問い合わせ・申請先 市外局番 045	青葉区	Tel 978-2212 Fax 978-2410	港南区	Tel 847-8305 Fax 841-7030	戸塚区	Tel 866-8308 Fax 881-0241
	旭区	Tel 954-6006 Fax 951-3401	港北区	Tel 540-2206 Fax 540-2209	中区	Tel 224-8112 Fax 224-8109
	泉区	Tel 800-2312 Fax 800-2505	栄区	Tel 894-8311 Fax 895-2260	西区	Tel 320-8308 Fax 322-9847
	磯子区	Tel 750-2311 Fax 750-2530	瀬谷区	Tel 367-5611 Fax 366-9657	保土ヶ谷区	Tel 334-6373 Fax 334-6390
	神奈川区	Tel 411-7006 Fax 324-5904	都筑区	Tel 948-2212 Fax 948-2208	緑区	Tel 930-2211 Fax 930-2209
	金沢区	Tel 788-7705 Fax 786-0934	鶴見区	Tel 510-1653 Fax 510-1889	南区	Tel 341-1224 Fax 241-1151

<作成・発行> 横浜市市民局地域活動推進課

Tel : 045-671-3624 / Eメール: sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp

## 横浜みどりアップ計画[2024-2028]の策定について【情報提供】

### 1 事業の趣旨

本市では、「緑豊かなまち横浜」を次の世代に引き継いでいくため、平成 21 年度から「横浜みどり税」を財源の一部に活用した「横浜みどりアップ計画」を推進しています。

3 期目となる現行計画は、今年度末に終了しますが、この度、昨年 12 月の横浜みどり税条例一部改正の議決を受け、4 期目となる「横浜みどりアップ計画[2024-2028]」を策定しましたのでご報告します。引き続き、計画への御理解・御協力をお願いいたします。

なお、配布資料については、区連会での説明後に、単位自治会町内会長あてに各 1 部を送付させていただきます。

### 2 計画の概要

添付の概要版リーフレットを御参照ください。

横浜みどりアップ 2024-2028

検索



#### 【計画全体に関すること】

環境創造局政策課

電話 045-671-4214 /FAX 045-550-4039

メール ks-mimiplan@city.yokohama.jp

#### 【計画の各事業に関すること】

環境創造局みどりアップ推進課

電話 045-671-2712 /FAX 045-224-6627

メール ks-midoriup@city.yokohama.jp

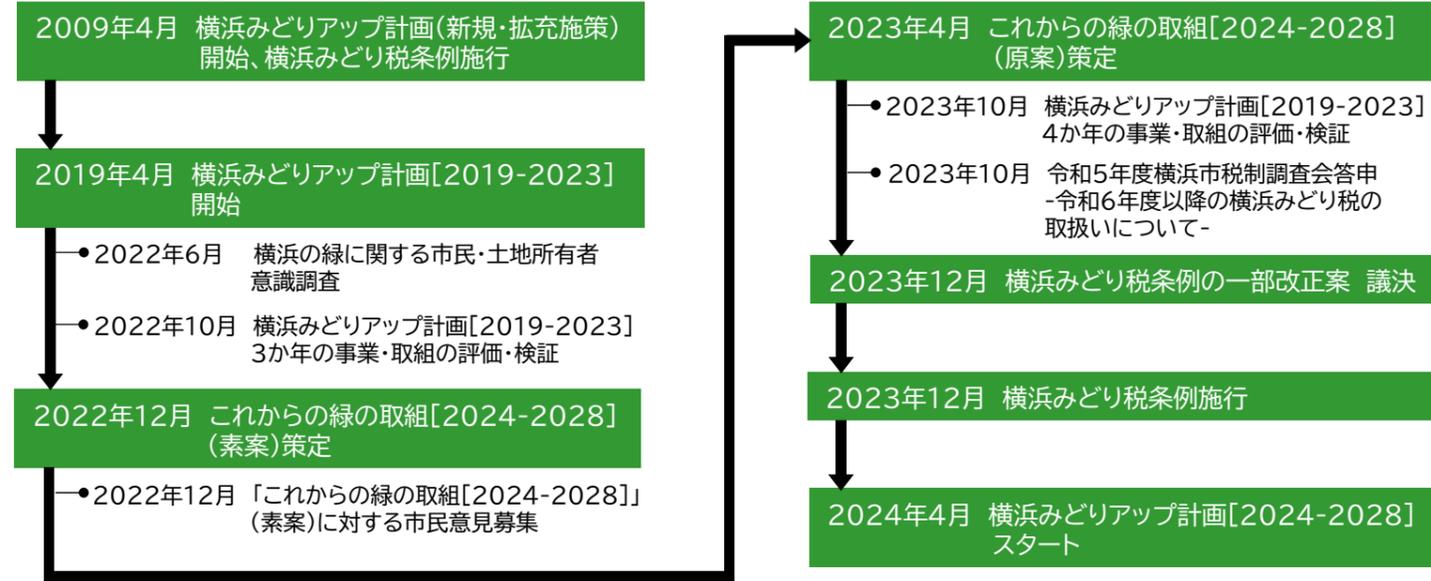
# 計画を進めるための財源について

「横浜みどり税」は、緑の保全・創造に取り組むための安定的な財源として、2009(平成21)年度から、市民の皆様にご負担いただけてきました。引き続き2024(令和6)年度から2028(令和10)年度までご負担をお願いし、この計画の重要な財源の一部として活用していきます。

対象	税率
個人	市民税の均等割に年間900円を上乗せ※
法人	市民税の年間均等割額の9%相当額を上乗せ

※ 所得が一定金額以下で市民税均等割が課税されない方は課税対象から除く

# 横浜みどりアップ計画[2024-2028]策定の流れ

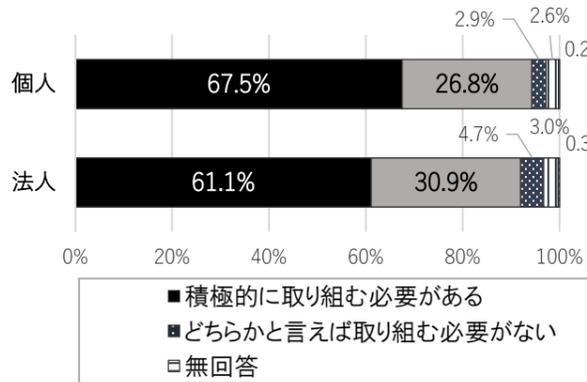


# 素案に対する市民意見募集の結果(概要)

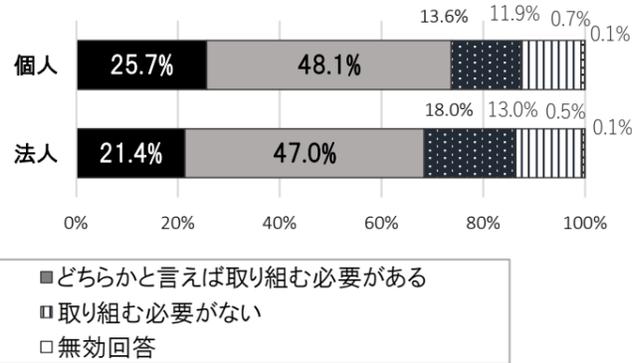
	アンケート方式	公募型自由記述方式
実施期間	2022(令和4)年12月23日(金)から2023(令和5)年1月31日(火)まで	
実施方法	無作為抽出の個人5,000人、法人5,000社に対し調査票を送付	素案の概要版パンフレットに添付のハガキ、Webフォーム、電子メール、FAX
回収数	個人：1,281人 法人：939社	43通(意見総数：93件)

## アンケート方式の回答結果

問1 「これからの緑の取組」では、引き続き、貴重な緑を将来に残すとともに、新たに創出する取組を進めようとしています。このことについてどう思いますか。



問7「これからの緑の取組」に掲げた緑を保全・創出し、未来に引き継いでいくための施策を実施するためには、安定的な財源が必要となります。その財源の一部を、横浜みどり税のように、市民が負担することについて、どう思いますか。



※問7は「取り組む」⇒「負担する」に読み替え

計画本編(冊子)は、次の場所で閲覧できます

- 各区役所の広報相談係
- 市民情報センター(市庁舎3階)
- 環境創造局ウェブサイト



問合せ先  
 横浜市環境創造局政策調整部政策課みどり政策調整担当  
 電話：045-671-4214 FAX：045-550-4093  
 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10(28階)

# 横浜みどりアップ計画[2024-2028](概要版)

横浜市は大都市でありながら、市民生活の身近な場所に、多くの樹林地や農地などの多様な緑を有しています。これらの緑を次世代に引き継ぐため、「横浜市水と緑の基本計画」の重点的な取組として、2009(平成21)年度から「横浜みどり税」を財源の一部に活用した「横浜みどりアップ計画」を推進しています。

現行の「横浜みどりアップ計画」は、2023(令和5)年度末までの計画ですが、緑の保全や創出は長い時間をかけて継続的に取り組むことが必要です。そこで、これまでの取組の成果などを踏まえ、2028(令和10)年度を目標年次とする「横浜みどりアップ計画[2024-2028]」をとりまとめました。

## 横浜みどりアップ計画[2024-2028]が目指す姿

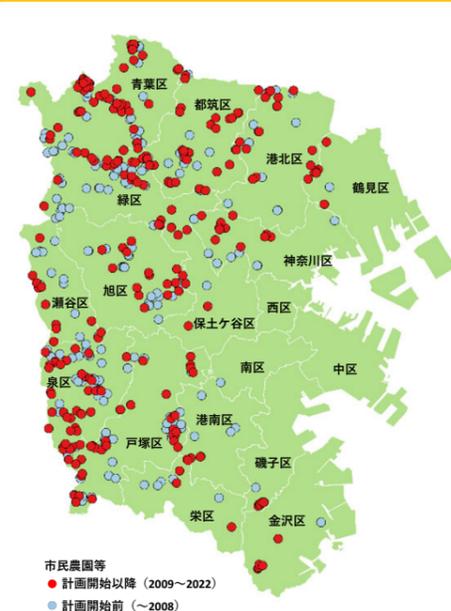


## 横浜みどりアップ計画のこれまでの主な成果

市民の森の開園  
 - 16か所開園し、43か所に -

農園の開設  
 - 310か所開設 -

地域が主体となって緑や花を創出  
 - 67か所で展開 -



# みんなで育む みどり豊かな美しい街 横浜

## 5か年の目標

計画の理念のもと、2024(令和6)年度から2028(令和10)年度までの5か年の目標を、次のとおりとします。

- 1. 緑の減少に歯止めをかけ、総量の維持を目指します**  
緑地保全制度による指定が進むことで樹林地の担保量が増加、水田の保全面積を維持、市街地で緑を創出する取組が進展 など
- 2. 地域特性に応じた緑の保全・創出・維持管理の充実により緑の質を高めます**  
森の保全管理など緑の多様な役割や機能を発揮する取組の進展、緑や花の創出により街の魅力・賑わいが向上 など
- 3. 市民と緑との関わりを増やし、緑とともにある豊かな暮らしを実現します**  
森に関わるイベントや農作物の収穫体験、地域の緑化活動など、市民や事業者が緑に関わる機会が増加 など

## みどりアップ計画[2024-2028]の方向性

### 多様なコミュニティの形成や市民活動の支援の拡充

全市域に広がっている緑や花に関する活動への支援を充実させ、さらに発展させることで、活発な市民活動が行われている姿を目指します



### 市民が緑に関わる取組のさらなる展開

市民が緑にふれ、感じることができるよう、魅力的な空間づくりや体験イベントの開催をはじめ、これまで確保してきた緑のストックの一層の活用を進めます



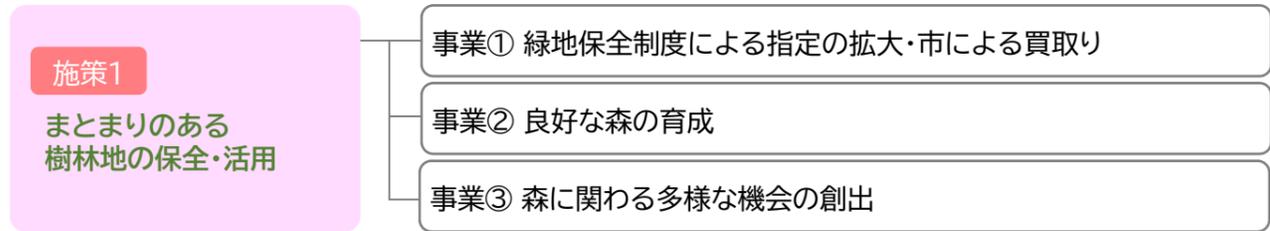
### 身近な緑の着実な確保と維持管理による質の向上

引き続き身近な緑の場を保全・創出して良好な育成を進めることで、都市環境を形成する主要な要素である緑のもつ多様な機能を効果的に発揮させていきます

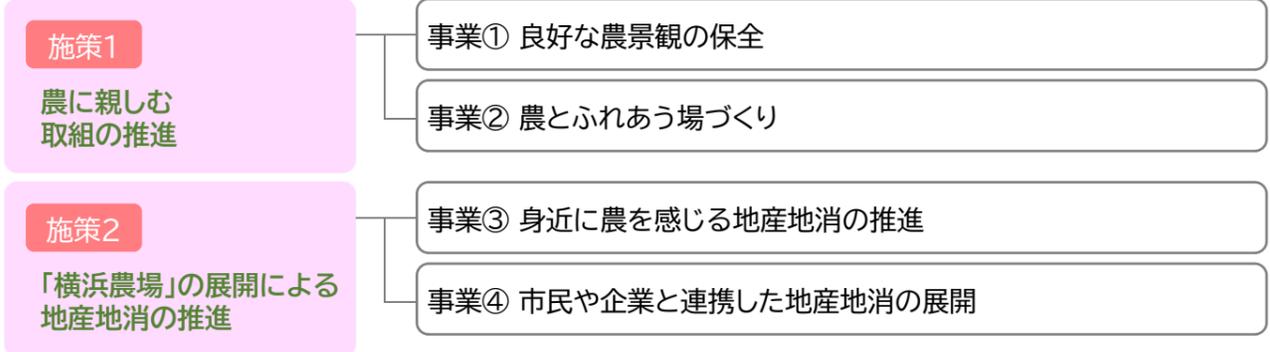


市民・事業者の皆様が取組の意義や成果、緑がもたらす効果をわかりやすく伝えることで、取組への共感と、緑のある暮らしの実感につながる広報を展開

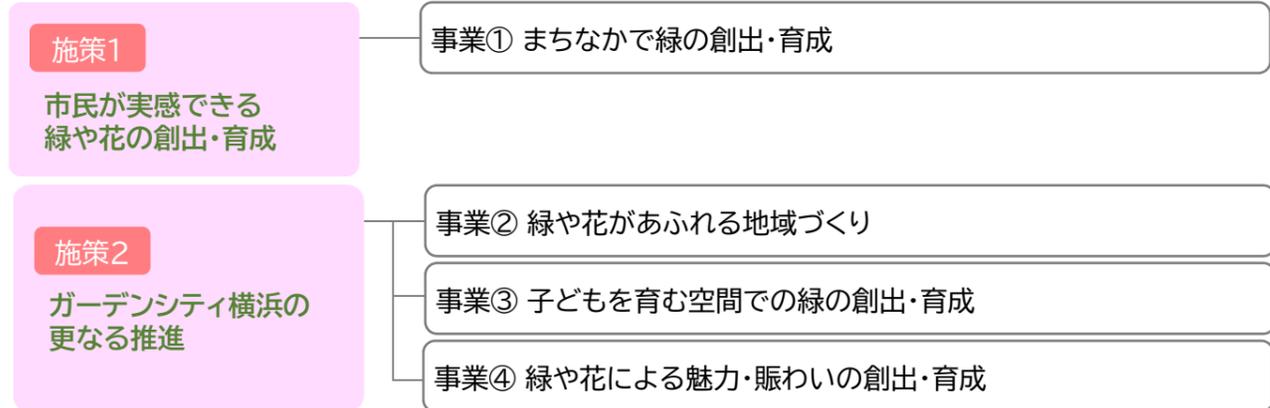
## 柱1 市民とともに次世代につなぐ森を育む



## 柱2 市民が身近に農を感じる場をつくる



## 柱3 市民が実感できる緑や花をつくる



## 効果的な広報の展開

- 事業① 市民の理解を広げる広報の展開

## 事業費

(単位：億円)

	事業費	国費	市債	一般財源	みどり税
柱1 市民とともに次世代につなぐ森を育む	303	60	133	24	86
柱2 市民が身近に農を感じる場をつくる	34	-	12	12	10
柱3 市民が実感できる緑や花をつくる	77	0.5	6	25	46
効果的な広報の展開	0.8	-	-	0.8	-
<b>総事業費</b>	<b>415</b>	<b>60</b>	<b>150</b>	<b>62</b>	<b>142</b>

※端数処理により、合計値は一致しないことがあります。

## 令和6年度 横浜市LED防犯灯事業について【お知らせ】

### 1 趣旨

令和6年度の横浜市LED防犯灯事業についてお知らせします。

引き続き、LED防犯灯の見守り等について御協力をお願いします。また、地域で必要な場所に防犯灯の設置を希望する際の申請手続き等について御案内します。

### 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

### 3 このお知らせの概要

(1) 横浜市のLED防犯灯について (2ページ)

(2) LED防犯灯の見守りへの御協力について (3ページ)

故障の発見・連絡や周辺草木の除去等、日常の見守りを引き続きお願いします。

(3) 劣化した鋼管ポール防犯灯の撤去への御理解について (3ページ)

劣化の著しい鋼管ポールは、安全を考慮し速やかに撤去させていただきます。予めご承知おきください。

(4) 市による新規設置を希望する際の御申請について (4ページ)

- ・市(18区)全体で 154灯(電柱共架型144灯・鋼管ポール型10灯) の予定です。
- ・『令和6年度 電柱へのLED防犯灯の新設申請の手引』及び『令和6年度 鋼管ポールLED防犯灯の新設申請の手引』にて、設置可能な条件等を御確認いただき、御申請ください。手引と申請書類は、区地域振興課で入手できます。
- ・申請の受付は区地域振興課へ、締切は令和6年5月31日(金)となります。

### 4 LED防犯灯事業の市ホームページ URL

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bohan/LED/>

【備考】この事業は、令和6年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

<お問合せ先>

市民局地域防犯支援課

電話：045-671-3709

電子メール：sh-chiikibohan@city.yokohama.jp

## (1) 横浜市のLED防犯灯について

横浜市が管理する防犯灯 約 18 万灯	
電柱共架型 約 16 万灯 (電柱につけた灯具を管理)	鋼管ポール型 約 2 万灯 (独立柱を建て、灯具をつけて柱ごと管理)
<p>灯具の横に黄色のプレートが付いています</p>  	<p>ポール本体に黄色のプレート又は銀色のシールが付いています</p>  <p>プレートタイプ</p>  <p>シールタイプ</p> 

- ・物価高騰等により事業費は年々増大していますが、電気料金など縮減できない経費が事業費全体を圧迫している状況です。このため、市では、現在ある防犯灯の維持への対応に注力しています。
- ・街の灯り全体のバランスよい配置を目指し、防犯灯の適正配置を進めていく必要があると考えていますので、引き続き、地域の皆様の御理解、御協力をお願いします。

### 【横浜市防犯灯設置基準（抜粋）】

- ・設置場所は、自治会町内会の区域内及びその周辺で多くの地域住民が通行する道路を照明する場所とする。ただし、原則として集合住宅等の敷地内通路を照明する場所は除く。
- ・灯具は、東電柱又はNTT柱に設置する。ただし、設置できる電柱がない等の理由によりやむを得ない場合は、鋼管ポールに設置する。
- ・防犯灯の設置間隔は、屋外照明からおおむね 25 メートル以上とする。ただし、防犯上及び道路形状等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- ・灯具の設置の高さは、原則として地上から 4.5 メートル以上とする。

### 【電柱の撤去に伴う防犯灯の取扱いについて（参考）】

市の電柱共架型防犯灯は、電柱事業者の許可を得て設置し、維持管理しています。電柱事業者や設置場所等の都合により、灯具のついた電柱が撤去・移設される場合、原則として防犯灯も同時に撤去・移設となりますので、予め御承知おきください。

## (2) LED防犯灯の見守りへの御協力について

市が設置したLED防犯灯については、故障の発見・連絡や周辺草木の除去等、日常の見守りを、自治会町内会の皆様にお願いしています。

自治会町内会から移管された鋼管ポール型防犯灯は、設置から年数が経ったものも多く、劣化の著しいものも見られます。倒壊による被害を防止するためにも、見守り活動等により劣化したポールを発見した場合は、速やかな情報提供をお願いします。



### 【LED防犯灯の故障等を発見された際の連絡先】

- ・ 鶴見区地域振興課                      電話045-510-1687
- ・ 市民局地域防犯支援課              (電話045-671-3709)

### ■お知らせいただきたいこと

- ① 管理番号(黄色のプレート又は銀色のシールに記載されている番号)
- ② 電柱番号、住所及び目標物
- ③ 不具合の内容(「点灯していない」「昼間も点いている」「車が衝突し鋼管ポールが傾いた」「鋼管ポールの根元が腐食している」等)
- ④ 不具合発生の時期(気づいた日)及び時間帯

\* 防犯灯は、周囲の明るさを感知して自動点灯します。周囲の状況により、点灯のタイミングが異なる場合がありますが、故障ではありません。

### 【注意：電線の垂れ下がりや切断を見つけたとき】

**大変危険ですので絶対に近づかず**、東京電力パワーグリッド株式会社カスタマーセンター(0120-995-007)に、直接御連絡ください。

※0120番号をご利用になれない場合は 03-6375-9803(有料)

## (3) 劣化した鋼管ポール防犯灯の撤去への御理解について

劣化の著しい鋼管ポールは、安全を考慮し速やかに撤去しますので、予め御承知おきください(対象は市が選定します。)

撤去後は、横浜市防犯灯設置基準に照らし合わせ、①撤去のみ、②近隣電柱に灯具を移設、③建替え(鋼管ポール型防犯灯の再整備)のいずれかの対応となります。

市の設置する防犯灯は電柱共架型を基本としていることから、建替えは付近に電柱がない場合に限り(令和6年度は市全体で22本を予定)。建替えにあたっては、近隣にお住まいの皆様から御理解・御協力を得るために、自治会町内会の皆様に御協力をお願いします(具体的な内容は個別に御相談)。

なお、現在設置する鋼管ポール基礎は大きい（約直径 50cm）ため、既設鋼管ポールと同じ場所及び周辺に設置できない場合もあります。

## （４）市による新規設置を希望する際の御申請について

### ① 令和 6 年度の新規設置の御申請について

- ・市（18 区）全体で 154 灯（電柱共架型 144 灯・鋼管ポール型 10 灯） の予定です。
- ・『令和 6 年度 電柱への LED 防犯灯の新設申請の手引』及び『令和 6 年度 鋼管ポール LED 防犯灯の新設申請の手引』にて、設置可能な条件等を御確認いただき、御申請ください。手引と申請書類は、区地域振興課で入手できます。
- ・申請の受付は区地域振興課へ、締切は令和 6 年 5 月 31 日（金）となります。

### 令和 6 年度から制度化：「付替制度」の利用について

周辺の土地利用状況が変わり、防犯灯に頼ることなく十分な明るさを確保できるようになった場所がある場合（※）は、その場所の市管理防犯灯を撤去し、代わりに明かりが必要な場所の電柱に灯具を再設置する「付替制度」を整えました。この制度を利用することで、新設予定数（電柱共架型 144 灯）とは別枠で設置できるというメリットがありますので、積極的な御検討をお願いします。

※十分な明るさを確保できるようになった場合の例

- ・防犯灯の近くに、明るい道路照明が設置された
- ・マンションや 24 時間営業の店舗ができ、周辺が十分に明るくなった 等

### ② 申請にあたっての留意事項

- ・申請にあたり、近隣の方などの御理解を得るようにしてください。  
※設置段階で近隣の方とトラブルになるケースが多く発生しています。
- ・複数の申請を行う場合は、自治会町内会にて十分検討のうえ、必ず優先順位を記載して下さい（優先順位の高い申請から審査します。）。

### ③ その他の方法で必要な灯りを確保するには

次のような手法で必要な灯りを確保する方法もあります。御検討ください。

自治会町内会が自ら地域防犯灯を設置し、維持・管理を行う	地域防犯灯の設置にあたり地域活動推進費補助金をご活用いただけるほか、維持管理に係る補助金の交付を受けることができます。
自治会町内会や宅地開発事業者が、LED防犯灯を独自に設置する	<u>事前に横浜市と協議のうえ</u> 、設置後に横浜市へ防犯灯を寄附いただける制度があります。 ※鋼管ポール型防犯灯は寄附制度の対象外

自治会町内会長 各位

市連会 3月定例会説明資料  
令和6年3月12日  
市民局地域支援部地域防犯支援課

## 地域防犯カメラ設置補助制度実施のお知らせ【情報提供】

### 1 事業の趣旨

地域における防犯活動への支援の一環として、防犯カメラを設置する際に費用の一部を補助する「地域防犯カメラ設置補助制度」を、令和6年度も実施します。

地域防犯カメラの設置をご検討される場合は、下記及び裏面の概要をご確認のうえ、「申請の手引」をお取り寄せいただき、申請書類を各区地域振興課までご提出ください。

### 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

### 3 制度の概要

#### (1) 申請書及び添付書類の提出期限：**令和6年7月31日（水）必着**

各区地域振興課及び各関係機関へのご相談は、お早目をお願いします。

申請の手引及び申請書の配付場所：各区地域振興課または市民局ホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bohan/camera/kamera2.html>

または、横浜市 地域防犯カメラ設置補助金 で検索できます。

#### (2) 申請書類提出先：

- ・各区地域振興課（持参または郵送）
- ・横浜市電子申請・届出システム(右の二次元コードよりアクセス)

#### 【主な提出書類】

- ・申請書（第1号様式）、見積書、収支計算書（第2号様式）
  - ・設置場所の使用に関する土木事務所等との協議書、電柱への設置に関する協議書
- ※過去に申請したことがある場合は申請書類の一部を省略できます。

詳しくは、申請の手引きをご覧ください、各区地域振興課へご相談ください。



#### (3) 補助金交付までのスケジュール

令和6年3月～	・総会、役員会、委員会等での防犯カメラの設置に関する合意形成 設置場所の近隣住民の同意の取り付け ・防犯カメラ設置について関係機関へ相談、協議 (区役所地域振興課、警察署、東京電力、NTT、土木事務所 等)
7月31日まで	・補助金交付申請書類を各区地域振興課へ提出
9月頃	・補助金交付決定（横浜市から交付、不交付の決定を通知します） ※以降、機器購入・工事契約が可能となります
令和7年2月中旬まで	・防犯カメラ設置工事完了後、横浜市へ実績報告書類を提出
3月頃	・補助金交付

## (4) 補助条件等

### ① 補助対象の防犯カメラ

地域における犯罪の防止を目的として、道路等の公共空間における人等の動きを撮影し、記録するために特定の場所に固定して設置する防犯カメラです。

防犯カメラの設置及び運用については、プライバシー保護のために、総会、役員会等で合意を得ることが必要です。また、設置箇所周辺の住民にも必ず同意を得てください。

### ② 補助対象団体：自治会町内会、地区連合町内会

### ③ 補助対象経費

防犯カメラ等機器購入費及び設置工事費、防犯カメラの設置を示す看板等の設置費  
※電気料金、修繕、点検などの維持管理費や更新に係る費用は補助対象外

### ④ 補助内容

防犯カメラ1台ごとに補助対象経費の10分の9  
補助上限額 210,000円

### ⑤ 交付台数

令和6年度は、地域の防犯力強化のために、補助予算台数150台を維持します。  
ただし、予算の範囲内で交付決定をするため、申請をいただいても補助されない場合や、申請した台数の一部が補助されない場合があります。その場合、防犯活動の取組状況・犯罪発生状況などを考慮し、補助金の交付を決定します。

## 【参考】民間事業者による防犯カメラ設置の取組

自治会町内会が飲料自動販売機の設置場所を提供できる場合、その売上・利益により、防犯カメラの設置費用等を賄う取り組みをしている事業者があります。横浜市地域防犯カメラ設置補助制度を利用せずに防犯カメラの設置を検討する場合は参考にしてください。

※設置条件等については各飲料メーカーごとに異なります。詳細につきましては、横浜市HPをご覧ください。ただくほか、神奈川県くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課までお問い合わせください。

神奈川県HP→<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f5g/anan/annet/index.html>

横浜市HP→



市民局地域防犯支援課

電話：045-671-3705

電子メール：sh-chiikibohan@city.yokohama.jp

令和 6 年 3 月 19 日  
鶴見区自治連合会定例会  
財政局、教育委員会事務局、鶴見区

## (仮称)豊岡町複合施設再編整備事業について(報告)

### 1 「基本構想」の公表について

1月に実施した「(仮称)豊岡町複合施設再編整備事業基本構想(素案)の策定に向けた意見交換会」及び「(仮称)豊岡町複合施設再編整備事業基本構想(素案)に対する市民意見募集」でいただいたご意見を踏まえ、「基本構想」を策定し公表します。

3月下旬ごろ本市ホームページに公表する予定です。

《ホームページアドレス》

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/fmsuishin/facility-management/toyooka/>



二次元コード

### 2 今後のスケジュールについて

令和6年3月下旬	基本構想の公表
令和6年度	事業計画案の公表
	事業計画案に対する意見交換会
	意見募集
	事業計画(確定)

# 東京湾沿岸【神奈川県区間】の高潮浸水想定区域等の見直し

## 高潮浸水想定区域の見直しの概要

神奈川県では、台風などにより想定し得る最大規模の高潮が発生した場合に、東京湾沿岸で浸水が想定される区域を、高潮浸水想定区域として、平成31年4月に指定しました。

しかし、令和元年台風第15号に伴う高波によって高潮浸水想定区域を越えて浸水が発生した事例等があったことを受けて、国が「高潮浸水想定区域図作成の手引き」を改定したことに伴い、このたび高潮浸水想定区域を見直しました。

### ○ 今回見直した条件 ※赤字箇所を追加

#### ・ 想定する台風の規模

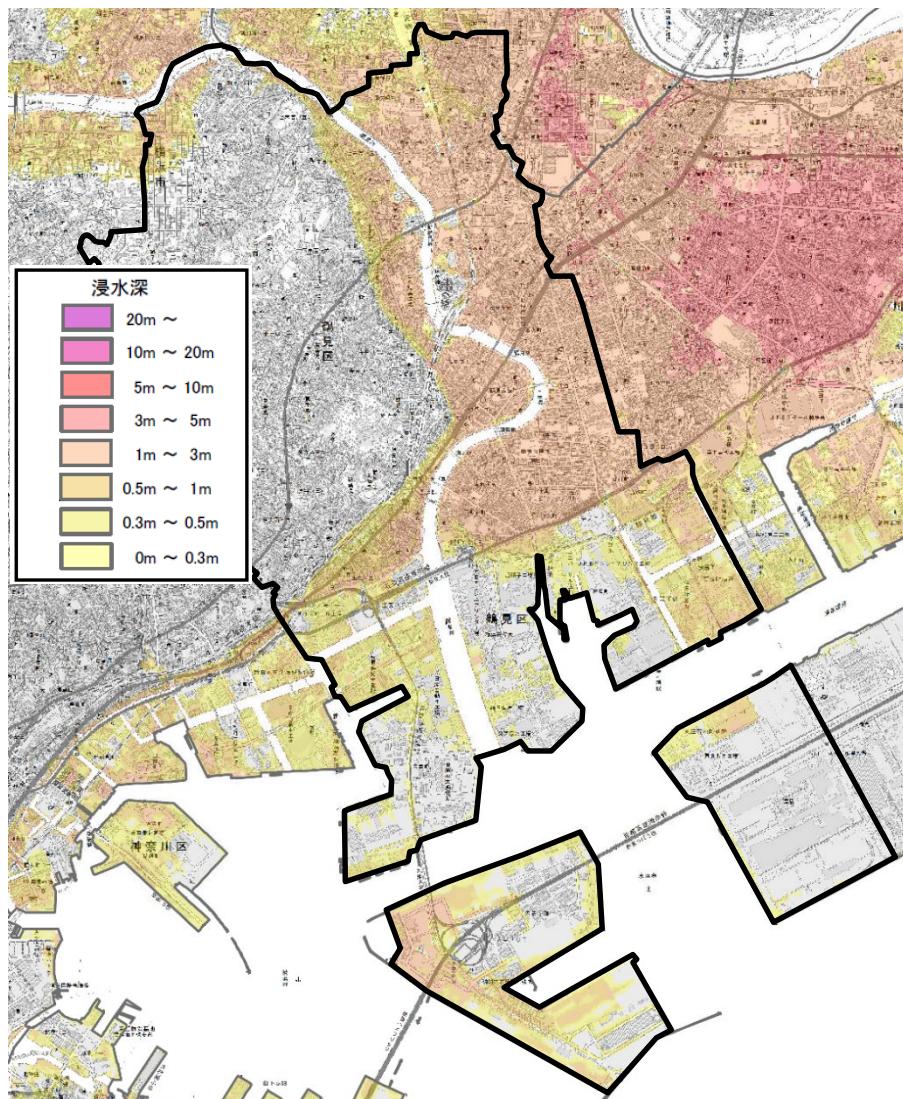
台風の中心気圧 : 910hPa (室戸台風級) ※変更なし  
 暴風半径 (最大旋衡風速半径) : 20, 30, 40, 75km (伊勢湾台風級)  
 台風の移動速度 : 20, 30, 40, 50, 53, 60, 73km/h (伊勢湾台風級)

#### ・ 最悪の事態を想定したシナリオ

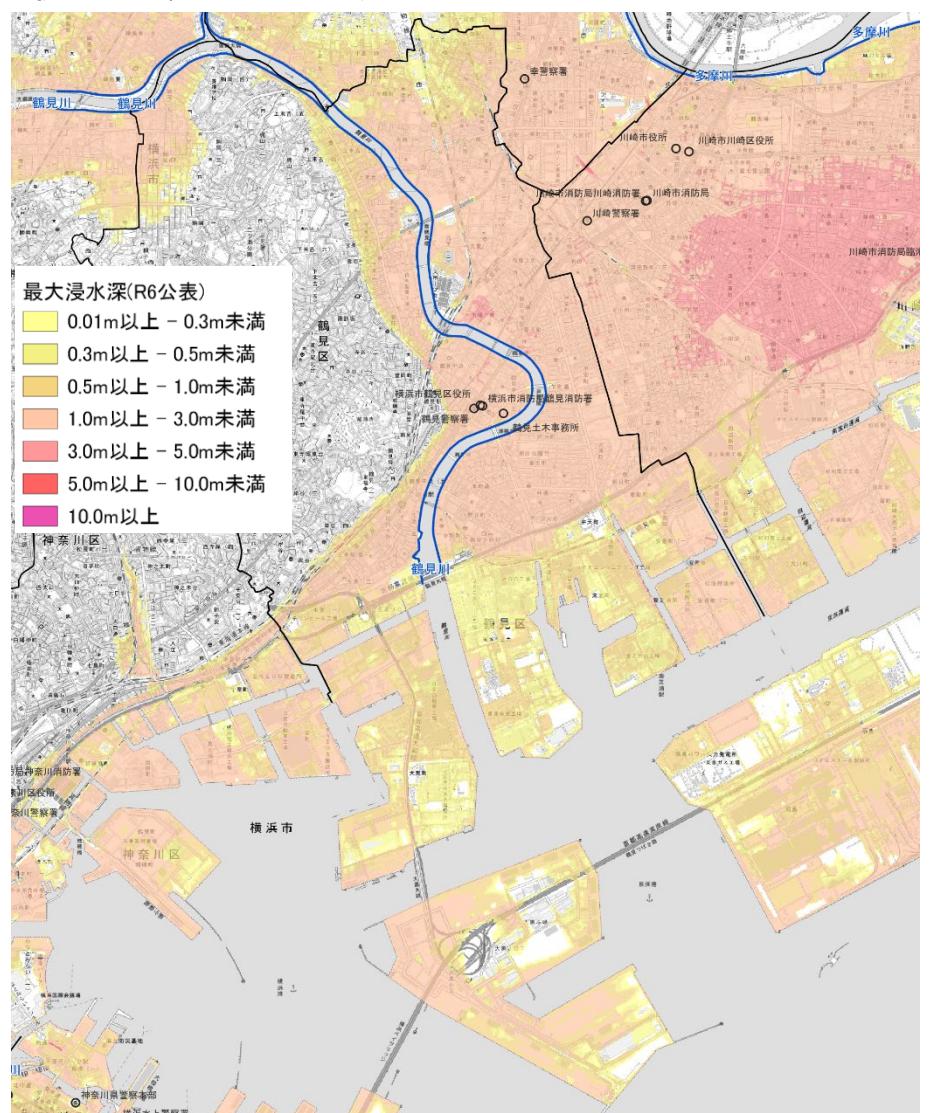
- ①沿岸の構造物の決壊条件について、決壊あり・なしの両方を考慮
  - ②想定する台風の経路、半径及び移動速度の条件を増やして検討し、より影響の大きい台風を選定
  - ③台風接近に伴う降雨が想定されることから、河川における洪水の発生を想定
- ※想定する中心気圧の台風が東京湾周辺を通過する確率は1/1,000~1/5,000年程度に相当します。

### ○ 横浜市(鶴見区)の浸水想定区域(比較)

最大の浸水深(前回)A=13.5km<sup>2</sup>



最大の浸水深(今回)A=19.2km<sup>2</sup>



## 高潮特別警戒水位の見直しについて

- ・ 「高潮特別警戒水位」は、高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位で、基準水位観測所の水位が「高潮特別警戒水位」に到達した場合には、県は「高潮氾濫発生情報(警戒レベル5相当(緊急安全確保))」を公表し、報道機関等の協力を得て周知します。
- ・ このたび、高潮浸水想定区域の見直しに伴い「高潮特別警戒水位」を再検討するとともに、これまで横浜市の沿岸を4つの区間に分割して設定していた「高潮特別警戒水位」を、気象警報・注意報の発表単位と同様に1つに集約しました。

(横浜市の高潮特別警戒水位(見直し後))

水位周知実施区間	基準水位観測所	高潮特別警戒水位
横浜港	横須賀	T.P.+1.35m

※見直し後の高潮特別警戒水位は、令和6年4月末から運用を開始する予定です。

## ○ 状況に応じた避難行動

近隣の避難所や  
浸水想定区域外への避難

高潮警報※等の発表 ⇒ 市が**避難指示**を発表

通常の水位 危険な水位に達する予測

※高潮警報(警戒レベル4相当)  
危険な水位に達することが予測される場合、3~6時間前に気象庁が発表する情報で、まだ風は強くない状況であり、近隣の避難所や浸水想定区域外へ避難できる段階

さらに水位が上昇

**緊急安全確保**  
命の危険直ちに安全確保！

(水位の設定により追加する対応)

高潮特別警戒水位に到達 ⇒ 県が**高潮氾濫発生情報※**を発表

通常の水位 高潮による水位の上昇

※高潮氾濫発生情報(警戒レベル5相当)  
高潮により水位が上昇し、いつ氾濫が発生してもおかしくない切迫した状況であることを県が発表する情報で、氾濫の発生に対する対応(緊急安全確保)が求められる。

鶴地振第 1493 号  
令和 6 年 3 月 19 日

自治会町内会長 各位

鶴見区長 渋谷 治雄

「まちかど花壇事業」の実施について（御案内）

日頃から、街の美化に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

鶴見区では、「きれいな街つるみ」を目指し、まちかどを花と緑で彩る「まちかど花壇事業」を実施しています。

この事業は、区内の団体に花壇・プランター等を整備・設置いただき、維持管理をしていただくことにより、不法投棄を防止するとともに、鶴見区の景観を花と緑で彩ることを目的としています。

令和 6 年度も以下のとおり活動協力団体の募集を行いますので、貴地区の自治会・町内会等へ御周知いただきますようお願い申し上げます。

活動申請受理後、審査の上、協力団体に決定した団体については予算の範囲内で以下の物品を配布します。

詳細については、別紙「実施要領」をお読みください。

**1 配布内容**

花壇の面積に応じた花の種苗、肥料等

**2 申請期限**

令和 6 年 4 月 19 日(金) ※区役所へ持参・郵送・Eメールのいずれかにて提出

**3 添付資料**

- (1) 「まちかど花壇事業」実施要領
- (2) 「まちかど花壇事業」活動申請書・活動計画書
- (3) 春の花苗等申込書

※本事業は、令和 6 年度予算が横浜市議会において議決されることが実施の条件となります。

**問い合わせ・申請書提出先**

鶴見区役所地域振興課 資源化推進担当  
担当：櫻井・阿部（区役所 5 階 2 番）  
〒230-0051 鶴見区鶴見中央 3-20-1  
TEL 510-1689 FAX 510-1892

つるみクリーンタウン事業  
「まちかど花壇事業」  
実施要領

## 1 目的

鶴見区では「いつまでも住み続けたいまち・鶴見」を掲げて、各種の事業を展開しております。その一環として、まちかどを花と緑で彩り、不法投棄を防止するとともに、「きれいな街つるみ」を目指し、「まちかど花壇」を整備する「まちかど花壇事業」を実施します。

## 2 協力団体および対象場所

◎協力団体…年間を通じた花壇の維持管理を責任もって行うことができ、次に掲げるいずれかに属する団体を対象とします。

- (1) 地域グループ（自治会町内会・子供会・老人クラブ等）
- (2) 職域グループ（企業・商店街・施設等）
- (3) 学校グループ（幼稚園・小学校・中学校・高校等）
- (4) その他有志のグループ

◎対象場所

- (1) 公共性・公開性が高いこと
- (2) 土地所有者に使用許可を得ていること

## 3 整備品目および時期

- ・花の種苗、肥料等の配布

整備時期は春期および秋期の年2回。

内容は、予算の範囲内で、決定協力団体の状況ならびに花壇の面積に応じて調整を行うことがあります。

## 4 提出書類

- (1) 活動申請書（第1号様式）
- (2) 活動計画書（第2号様式）
- (3) 花苗等申込書（春期・秋期）
- (4) 新規申請団体については、名簿・規約・活動内容・土地の使用許可等団体の概要がわかるもの

## 5 実施通知文送付先

- (1) 昨年度実施団体
- (2) 自治会町内会長あて（自治連定例会にて案内します）

## 6 審査・決定

区役所にて申請書を審査し、通知書で申請団体に連絡します。

## 7 活動報告書の提出

活動の様子を記録した活動報告書を区役所へ提出していただきます。

## 8 令和6年度スケジュール（予定）

時期	
令和6年3月下旬	申請書及び花苗申込書配布
4月中旬	申請書及び花苗申込書〆切
4月下旬	内容審査
5月上旬	決定通知等送付（春期分）
5月下旬～6月上旬	花苗配付
9月中旬	花苗申込書送付（秋期分）
9月下旬	花苗申込書締め切り
10月上旬	内容審査
10月下旬～11月上旬	花苗配付
令和7年3月下旬	活動報告書締め切り

年度 「まちかど花壇事業」  
活動申請書

(申請先)  
鶴見区役所

(申請者) 団 体 名  
住所(所在地)  
ふりがな  
代表者名  
連 絡 先

標記活動につきまして、次のとおり申請いたします。

- 1 活動する花壇
  - ・場所
  
  - ・面積 (概算)
  
- 2 添付書類
  - 活動計画書
  - その他添付書類 (団体規約・見積書・設計図など)
  - ・
  - ・

## 年度 活動計画書

■団体名

■整備場所・花壇の概要

- ・花壇の規模・所在地がわかるように地図の添付や地番を記入してください。
- ・花壇の形、花の種類がわかる図を御記入ください。

■活動内容（期間・年間スケジュール・参加予定人数等）

時 期	内 容（作業等）	参加予定人数



## 災害時医療体制に係るチラシの周知について（依頼）

春分の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃から、区政の運営に特段の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、災害医療体制にかかる啓発チラシが完成しましたので、各自治会町内会長の皆様へご参考に配布いたします。各自治会町内会での情報共有等にご活用くださいますよう、お願いいたします。

### 1 依頼事項

各自治会町内会での情報共有

### 2 添付書類

災害医療啓発チラシ 各自治会町内会長分 1部

担当：鶴見区福祉保健課 鈴木、岩本、大竹、深沢  
電話 045-510-1828 FAX 045-510-1792

# 災害時 けがをしたらどうする!?

災害が起こったときにけがをして手当を受ける必要がある場合は、病院の混乱を避け、できる限りの命を救うため、緊急度・重症度に応じた医療機関にいきましょう。



<p><b>重症</b></p> <p>命の危険がある・歩行できない</p> <p>意識がない・呼吸が確認できないなど</p>	<p><b>中等症</b></p> <p>歩行できない</p> <p>入院が必要な出血が多いけが・骨折など</p>	<p><b>軽症</b></p> <p>歩行できる</p> <p>軽いやけど・打撲など</p>
---	---	---

<p>赤色ののぼりが目印</p> <p>災害拠点病院</p>	<p>黄色ののぼりが目印</p> <p>災害時救急病院</p>	<p>診療所</p>
--------------------------------	---------------------------------	------------

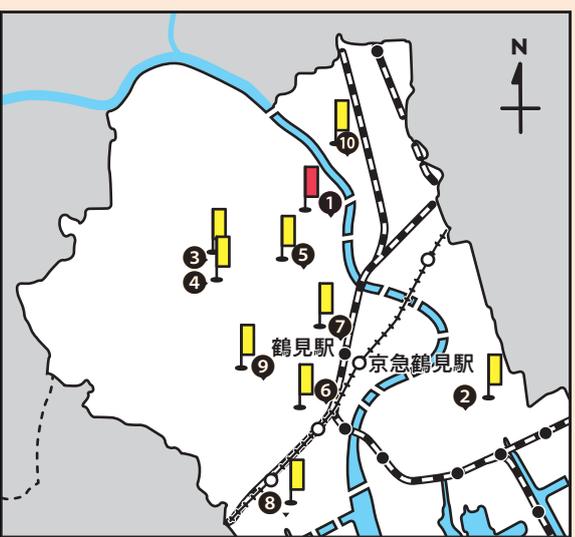
**!** 発災時、診療可能な医療機関は「診療中」ののぼり旗を掲げています。病院まで自力で歩行するのが難しい場合は、家族や近隣の人に協力をお願いして移動しましょう。

災害時に薬を用意できる薬局

黄色のフラッグが目印

お薬手帳

避難先で薬が足りなくなっても、お薬手帳や薬と一緒にもらう説明書をもっていれば、必要な薬を出してもらうことができます。



- ▶ 災害拠点病院
- ① 済生会横浜市東部病院
- ▶ 災害時救急病院 一覧
- ② 森山病院
- ③ 鶴見西井病院
- ④ 片山整形外科記念病院
- ⑤ 佐々木病院
- ⑥ 鶴見西口病院※R6.3月末閉院予定
- ⑦ 横浜石心会病院
- ⑧ 生麦病院
- ⑨ 平和病院
- ⑩ 汐田総合病院

# いざというときの備え

いつ、どこで、どんな災害が起こるかわかりません。いざというときのために、日ごろからの備えが重要です。災害時にも可能な限り健康を維持できるように、衛生用品も忘れずに用意しておきましょう。

## 身の安全への備え

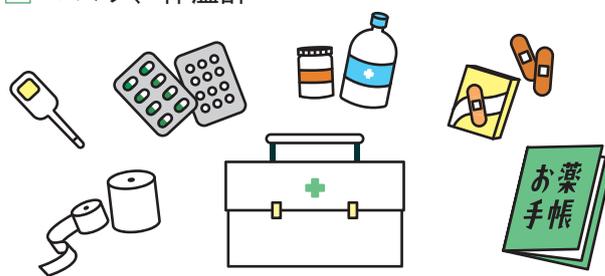
- ハザードマップで自宅、避難所、医療機関への経路を確認しておく。
- 家具の転倒防止策、安全な設置をする。

## 避難生活への備え

- 3日分の飲料水・食料品・トイレパック
- 懐中電灯、携帯ラジオ、携帯電話充電器
- 貴重品（現金、預金通帳、印鑑、健康保険証など）
- 日用品（タオル、ビニール袋、軍手、ウエットティッシュ、トイレトーパー、生理用品、ハブラシ、紙皿、紙コップなど）

## けが・安全への備え

- 日ごろから近隣の医療機関を確認しておく。
- 常備薬（胃腸薬、鎮痛剤、かぜ薬など）
- お薬手帳
- 包帯、ガーゼ、ばんそうこう、消毒薬
- 持病のある方の薬（1週間分）
- ヘルメット、防災ずきん、ホイッスル
- マスク、体温計



※住まいや家族の事情にあわせて必要なものを揃えましょう

# 応急手当の心がまえ



## 出血しているときは…

腕や足、頭などをけがして出血している場合には、身の回りにあるガーゼや清潔な布で傷口を強く押さえます。包帯を少しくつめに巻くことによっても、同様に圧迫して止血することができます。

感染を防ぐため、自分の手をゴム手袋やビニール袋などで覆い、相手の血液や傷口に直接触れないようにすることが望ましいです。

## けが人の応急手当をするときは…

まずは周りの安全を確保。周囲の人に声をかけて、協力を求めることを心がけましょう。大量に出血している場合や足を骨折して移動が難しい場合などは、無理をせず、周りの人と助け合って救護活動をしましょう。



災害が起こる前に、お近くの医療機関を確認しましょう！

お問い合わせ ▶▶ 鶴見区役所福祉保健課 ☎ 045-510-1826



横浜市災害医療  
ウェブページ  
詳しくはこちら

## 令和 6 年度 地区連合会長意見交換会のテーマについて

令和 6 年度 地区連合会長意見交換会のテーマを次のとおりとします。開催時期、具体的な議題等は開催前に別途周知します。

### 1 令和 6 年度テーマ

年度	テーマ	取り組み
R4	防犯	11 月：意見交換会 2 月：特殊詐欺防止啓発グッズ（花のタネ）配布
R5	防災	7 月：意見交換会 11 月：自治連合会主催「防災パーク@花月園公園」開催
R6	交通	今後実施

### 2 意見交換後の取組について

主 催：鶴見区自治連合会（交通部長：R5 森田会長）  
テーマ：交通 ※「交通安全」に関する取組の予定

### 3 今後の進め方（予定）

5 月 区連会で議題を周知、各単会への聞き取りを依頼  
6 月 意見交換会の開催  
7 月～ 鶴見区自治連合会として交通の取組実施

[担当] 鶴見区区政推進課地域力推進担当 長谷川、原田、岩間、猿谷  
電話：510-1678 FAX：504-7102

# 令和6年 春の全国交通安全運動 横浜市実施要綱

## 目 的

すべての市民を交通事故から守るために、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールを守り、交通マナーの向上に取り組むことを通じて、交通事故防止の徹底を図ります。

## 期 間

- 1 令和6年4月6日（土）～4月15日（月）の10日間
- 2 交通事故死ゼロを目指す日 4月10日（水）



## スローガン

安全は 心と時間の ゆとりから

## 重 点

横浜市交通安全キャラクター  
ルールちゃん

- 1 子どもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践
- 2 歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行
- 3 自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守
- 4 二輪車の交通事故防止

### ◇◇◇令和5年中 市内状態別交通事故発生状況◇◇◇

	全事故件数		全事故死者数		子どもの事故		高齢者の事故		自転車事故		二輪車事故		飲酒運転事故	
	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比
鶴見区	626	-43	4	0	56	10	202	1	215	-8	185	-21	4	3
神奈川区	329	-34	2	-1	22	11	112	-18	73	-2	102	-12	2	1
西区	261	6	2	-1	8	0	101	23	43	-11	68	-5	3	2
中区	475	91	4	3	26	8	169	22	99	8	123	18	4	-1
南区	391	63	1	-1	20	4	146	31	84	3	149	20	2	-1
港南区	499	22	2	0	40	-7	178	10	105	3	144	-9	3	1
保土ヶ谷区	345	-109	4	4	22	-3	118	-15	52	-25	141	-53	3	1
旭区	482	-46	1	-1	32	7	170	-15	85	-6	175	-18	2	-5
磯子区	290	-21	6	5	24	-6	92	-9	57	-15	90	-17	1	0
金沢区	537	31	4	2	47	16	185	12	167	13	181	18	3	1
港北区	657	145	0	-2	50	25	188	47	174	37	199	47	3	1
緑区	446	75	2	-3	38	10	143	24	117	43	138	34	0	-4
青葉区	600	57	0	-1	42	0	201	15	120	10	161	11	2	0
都筑区	421	-17	2	-2	36	-5	134	2	117	17	88	-30	2	-1
戸塚区	540	26	2	-2	25	-9	172	27	70	-18	193	4	3	2
栄区	171	-22	0	0	11	1	61	-14	28	-7	55	-8	0	0
泉区	326	54	0	0	22	-1	110	4	68	3	110	23	0	0
瀬谷区	307	-67	4	2	20	-5	90	-46	86	-19	100	-17	2	-1
横浜市内	7,703	211	40	2	541	56	2,572	101	1,760	26	2,402	-15	39	-1



横浜市交通安全対策協議会



# 各機関・団体の主な取組

## 共通事項

- 1 「重点」に基づき、それぞれの地域等の実態に即した各種交通安全活動を積極的に推進します。
- 2 4月10日の「交通事故死ゼロを目指す日」に合わせたキャンペーンなどの開催により、広報啓発活動を強化し、市民の交通安全意識の向上を図ります。

\*\*\*交通事故死ゼロを目指す日\*\*\*

平成20年から春・秋の全国交通安全運動期間中に「交通事故死ゼロを目指す日」が設けられ、本年は4月10日と9月30日が「交通事故死ゼロを目指す日」とされています。

(4月10日には、市民一人ひとりが交通ルールを守り、一層交通事故に注意して、交通事故死「ゼロ」を目指しましょう。)

## 横浜市・区

- 1 地域の交通事故実態に即した交通安全運動の推進計画を策定するとともに、関係機関・団体との連携を密にして、この運動を推進します。
- 2 各種メディアを活用して、運動の周知と広報啓発を推進します。
- 3 参加体験型の交通安全教室を開催し、効果的な交通安全教育を推進します。
- 4 衝突被害軽減ブレーキ、ペダル踏み間違い急発進抑制装置等の搭載された、安全運転サポート車(略称：サポカー)の普及啓発等を図ります。

## 警察

- 1 交通事故に直結する悪質性・危険性・迷惑性の高い違反やスクールゾーン等を中心とする指導取締りを強化します。
- 2 子どもや高齢者に対する街角アドバイスを強力に推進します。
- 3 各重点に的を絞った交通安全教育等を積極的に推進します。
- 4 関係機関・団体へ交通事故分析資料等を積極的に提供し、地域実態に対応した事故防止活動を推進します。
- 5 交通情報板などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

## 交通安全協会

- 1 キャンペーンやイベントなどの開催により、広報啓発活動を強化することにより、運動への参加・協力を呼びかけるほか、地域や職場等での自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
- 2 はまっ子交通あんぜん教室、チャイルドシート着用教室や自転車交通安全教室を実施し、交通事故から子どもを守る取組を推進します。

## 教育関係

- 1 スクールゾーン等を中心に、子どもの安全な通行を確保するための安全点検を実施します。
- 2 交通安全教育の推進を図るとともに、校外指導の充実を図ります。
- 3 自転車・二輪車の安全な利用に関する指導の充実を図ります。

## 道路管理者・鉄道事業者

- 1 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。
- 2 道路情報板、駅広報、車内広報などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

## 地域

- 1 子どもや高齢者の横断を見かけたら、思いやりの気持ちをもって声をかけたり、手をさしのべたりしましょう。
- 2 ニュースや新聞を素材に、飲酒運転による事故の悲惨さと責任の重大さを家族で話し合い「しない、させない、ゆるさない」を徹底しましょう。
- 3 自転車や電動キックボード等に乘るときは乗車用ヘルメットを着用しましょう。
- 4 二輪車を運転するときはヘルメットやプロテクターを正しく着用し夜間走行時は反射材を効果的に活用しましょう。

横浜市交通安全対策協議会

(事務局)横浜市道路局交通安全・自転車政策課(※)

電話045(671)2323

※令和6年4月1日から道路政策推進課に課名を変更します

令和6年3月19日

各地区連合会長 様

鶴見区地域振興課長

**令和6年度「地区連合会現況届」の提出について（依頼）**

時下 ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃から、鶴見区政に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年度を迎えるにあたって、貴地区連合会におかれましては、会長をはじめ役員の方々の改選時期と存じます。

つきましては、令和6年度の地区連合会の現況を確認したく、「地区連合会現況届」を記入し、4月19日（金）開催の4月定例会にて御提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、現況届御提出に伴う会長の個人情報の取扱いについては、裏面をご確認ください。お忙しいところ誠に恐縮ですが、御協力をお願いいたします。

**1 提出依頼書類****(1) 令和6年度地区連合会現況届**

※1 鶴見区役所が把握している地区連合会情報の再確認の意味合いもあります。

※2 御提出いただいた個人情報、鶴見区役所による地区連合会の現況把握の目的で使用し、その目的以外には使用しません。

詳細は裏面をご確認ください。

**2 提出期限**

令和6年4月19日（金）

※ 総会日程等により提出期限に間に合わない場合は、総会終了後すみやかに御提出ください。

※ 会長が変更となる場合は、別途「地区連合会長変更届」を御提出ください。

**3 提出先**

鶴見区役所地域振興課地域振興係 自治会町内会担当あて

#### 4 自治会町内会長の個人情報取扱いについて

「地区連合会現況届」（「地区連合会長変更届」）で、お届けいただいた会長の個人情報については、次のとおり取り扱います。

##### (1) 会長の氏名

会長の氏名は、地区連合会の代表者として対外的に公にされていることから、問合せがあった場合には、地区連合名・自治会町内会名とともに情報提供しています。地縁による認可を受けている団体については、会長の住所も公表となります。

##### (2) 会長の連絡先（住所・電話番号等）

###### (ア) 原則

会長の住所・電話番号等については、会長個人の住所・電話番号が対外的に公にされているとは言えないことから、問合せに対し情報提供はしていません。

###### (イ) 情報提供するケース

会長の連絡先について、行政機関（国、県、市等）、行政関連団体（市外郭団体、市社協等）などから、問合せがあります。そこで市政・区政の推進、公益上必要と認められる場合又は地区連合会にとって有益と認められる場合、次の範囲で利用します。

提供先	具体的団体名等	提供の可否
① 行政機関	国の機関、県の機関、市の機関	提供
② 行政関連団体	市外郭団体、市・区社協、鶴見警察署、区交通安全協会、区防犯協会等	同上
③ 市会議員等	国会、県会、市会の各議員	同上
④ 区内自治会町内会長		同上
⑤ 公共工事業者等	水道・電気・ガス・携帯電話等の工事業者	同上
⑥ 不動産販売業者等	宅建協会、不動産販売業者等	同上※
⑦ 加入希望者		同上
⑧ その他	定例会で協議若しくは個別に確認	個別対応

※ 目的が自治会町内会の加入促進（会費の確認、活動内容の問合せなど）につながるものであること。

#### 5 名簿の作成について

会長氏名・住所・電話番号・FAX番号を「鶴見区自治会町内会長名簿」として作成し、区内の地区連合会長、区社会福祉協会、区防犯協会、鶴見警察署、区交通安全協会へ配布します。

担当 鶴見区役所 地域振興課地域振興係 井上、澁谷  
電話 510-1688 FAX 510-1892  
Mail [tr-chikatsu@city.yokohama.jp](mailto:tr-chikatsu@city.yokohama.jp)

## 令和6年度 鶴見区地区連合会現況届

横浜市鶴見区長

地区連合会名 \_\_\_\_\_

会長氏名 \_\_\_\_\_

※会長、副会長、会計担当に関しては、新年度の担当の方を記入してください。  
 役員の個人情報の収集にあたっては、本人の同意を得た上でご記入ください。

1 地区連合会名	
2 会長	ふりがな
	氏名
	住所 鶴見区
	電話 FAX
	(携帯電話)
3 副会長	ふりがな
	氏名
	電話 FAX
	(携帯電話)
	ふりがな
	氏名
	電話 FAX
	(携帯電話)
	ふりがな
	氏名
電話 FAX	
4 会計担当	ふりがな
	氏名
	電話 FAX
	(携帯電話)
	ふりがな
	氏名
電話 FAX	
5 会館	<input type="radio"/> で囲んでください⇒ 有 無
	住所 鶴見区
	電話 FAX
6 会長の任期制度	<input type="radio"/> で囲んでください⇒ 有 無
	会長任期 年、再任 回まで

令和 年 月 日

## 地区連合会長変更届

(届出先)

鶴見区長

鶴見区自治連合会長

次のとおり、地区連合会長の変更がありましたので届け出ます。

連合会地区名		(NO. )
新 会 長	ふりがな	
	氏名	
	生年月日	T・S・H 年 月 日 ( 歳)
	住所	鶴見区
	自宅TEL	045 ( )
	自宅FAX	045 ( )
	携帯電話	— —
変更年月日	令和 年 月 日	
前会長氏名		

(注意) ・届出は新会長からの御提出をお願いします。

・鶴見区役所地域振興課地域振興係へご提出をお願いします。

令和6年3月19日

各自治会町内会長 様

鶴見区地域振興課長

## 令和6年度「自治会町内会現況届」等の提出について（依頼）

時下 ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃から、鶴見区政に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年度を迎えるにあたって、自治会町内会におかれましては、会長をはじめ役員の方々の改選時期と存じます。

つきましては、令和6年4月1日の自治会町内会の現況と令和6年度の役員の方々についての状況を確認したく、「自治会町内会現況届」を記入し、御提出をお願いします。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、御協力をお願いいたします。

### 1 提出依頼書類

#### (1) 令和6度自治会町内会現況届

**★昨年度と内容に変更がない場合でも、必ず御提出ください。**

- ※1 区役所が把握している自治会町内会情報の再確認の意味合いもあります。
- ※2 不動産販売業者や公共工事業者等から事業説明等の御挨拶等のため、会長の連絡先についてお問合せがあったときには、区役所からお答えしています。
- ※3 御提出いただいた個人情報は、区役所による自治会町内会の現況把握及び上記※2の目的で使用し、その目的以外には使用しません。詳細は裏面をご確認ください。
- ※4 「自治会町内会デジタル活用・活動拠点（会館等）に関するアンケート」も併せてご提出をお願いします。

### 2 提出期限

令和6年5月17日（金）

- ※1 総会日程等により提出期限に間に合わない場合は、総会終了後に御提出ください。
- ※2 会長が変更となる自治会町内会は、別途「自治会町内会長変更届」を御提出ください。
- ※3 同封する返信用封筒にて御提出ください。

### 3 認可地縁団体（法人化）の自治会町内会で変更がある場合

会長や規約、区域等を変更した場合、変更したことがわかる総会の議事録を添えて、区役所地域振興課へ届出する必要があります。お手数をおかけしますが、別途ご相談ください（手続きのフローは別紙参照）。

裏面あり

#### 4 自治会町内会長の個人情報取扱いについて

「鶴見区自治会町内会現況届」（「自治会町内会長変更届」）で、お届けいただいた会長の個人情報については、次のとおり取り扱います。

##### (1) 会長の氏名

会長の氏名は、自治会町内会の代表者として対外的に公にされていることから、問合せがあった場合には、自治会町内会名とともに情報提供しています。地縁による認可を受けている団体については、会長の住所も公表となります。

##### (2) 会長の連絡先（住所・電話番号等）

###### (ア) 原則

会長の住所・電話番号については、会長個人の住所・電話番号が対外的に公にされているとは言えないことから、問合せに対し情報提供はしていません。

###### (イ) 情報提供するケース

会長の連絡先について、行政機関（国、県、市等）、行政関連団体（市外郭団体、市社協等）などから、問合せがあります。そこで市政・区政の推進、公益上必要と認められる場合又は自治会町内会にとって有益と認められる場合、次の範囲で利用します。

提供先	具体的団体名等	提供の可否
① 行政機関	国の機関、県の機関、市の機関	提供
② 行政関連団体	市外郭団体、市・区社協、鶴見警察署、区交通安全協会、区防犯協会等	同上
③ 市会議員等	国会、県会、市会の各議員	同上
④ 区内自治会町内会長		同上
⑤ 公共工事業者等	水道・電気・ガス・携帯電話等の工事業者	同上
⑥ 不動産販売業者等	宅建協会、不動産販売業者等	同上※
⑦ 加入希望者		同上
⑧ その他	定例会で協議若しくは個別に確認	個別対応

※ 目的が自治会町内会の加入促進（会費の確認、活動内容の問合せなど）につながるものであること。

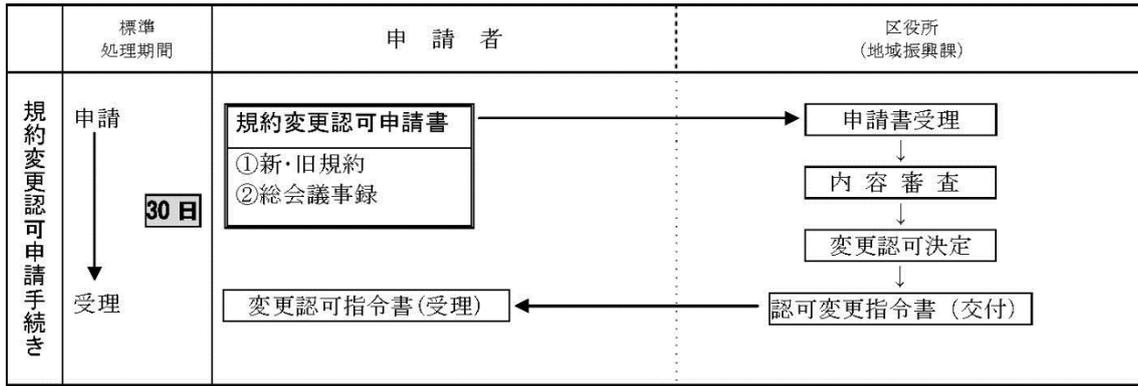
#### 5 名簿の作成について

会長氏名・住所・電話番号・FAX番号を「鶴見区自治会町内会長名簿」として作成し、区内の地区連合会長、区社会福祉協会、区防犯協会、鶴見警察署、区交通安全協会へ配布します。

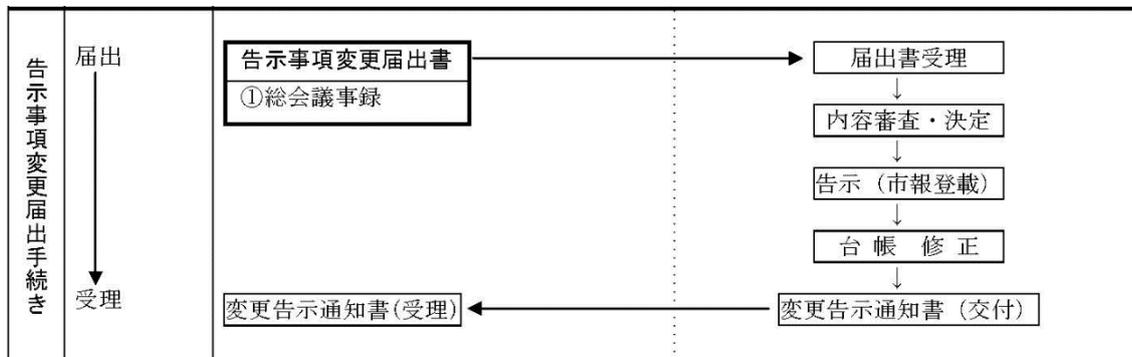
担当 鶴見区役所 地域振興課地域振興係 井上、澁谷  
電話 510-1688 FAX 510-1892  
Mail [tr-chikatsu@city.yokohama.jp](mailto:tr-chikatsu@city.yokohama.jp)

# 認可地縁団体(法人化)の自治会町内会で 変更がある場合のフロー

## ○規約を変更する場合



## ○告示事項(代表者(会長)、所在地、区域、会の目的)を変更する場合



## 令和6年度 鶴見区自治会町内会現況届

No. \_\_\_\_\_

横浜市鶴見区長

自治会町内会名

会長氏名

次のとおり、令和6年4月1日現在の現況を届け出ます。なお、役員情報は本人の同意を得ています。

1	自治会町内会名	ふりがな		
2	自治会町内会エリア	※自治会町内会のエリア地図を添付してください。		
3	自治会町内会長	ふりがな	電話	( )
		氏名	携帯	( )
			FAX	( )
		住所		
	Eメール			
4	加入世帯数	世帯		
5	班数 (回覧用チラシ等必要枚数)	<input type="checkbox"/> 変更なし	<input type="checkbox"/> 変更あり	班 枚 チラシ 必要枚数
6	掲示板数 (掲示ポスター必要枚数)	<input type="checkbox"/> 変更なし	<input type="checkbox"/> 変更あり	枚
7	配送先 (区役所からの資料、回覧用のチラシ等)	<input type="checkbox"/> 会長宅 <input type="checkbox"/> 会館 <input type="checkbox"/> その他 (配送先を下記に記載してください)		
		氏名 (名称)	電話	( )
		住所	〒230-	
8	会館	名称	電話	( )
			FAX	( )
	住所	鶴見区		
	会館予約担当	氏名	電話	( )
9	役員氏名	<input type="checkbox"/> 副会長	電話	( )
		<input type="checkbox"/> 会計	FAX	( )
		<input type="checkbox"/> 副会長	電話	( )
		<input type="checkbox"/> 会計	FAX	( )
		<input type="checkbox"/> 副会長	電話	( )
		<input type="checkbox"/> 会計	FAX	( )
10	ICTを活用した情報発信	HP	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (URL:	
		SNS	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (利用サービス:	

## 補足事項

3会長の連絡先は、行政機関(国・県・市等)、行政関連団体(市外郭団体・社協等)、各議員、公共工事業者、不動産販売業者(目的が加入促進につながる場合)に対してのみ情報提供します。※Eメールは、区からの連絡でのみ使用します。

5~7変更内容は、届出のあった月の翌月からの反映となります。

7広報よこはまの配送先を変更する場合は、鶴見区役所広報相談係(Tel: 510-1680)に連絡してください。

8会館使用希望者に対して、予約担当者の連絡先を公開している場合、氏名・連絡先を記入してください。

9役員の名前・連絡先は、緊急時に使用する場合があります。役員の個人情報の収集にあたっては、本人の同意を得た上で記載ください。

10自治会町内会の広報活動の一環として利用している、HPやSNS(LINE、X(旧Twitter)等)を記入してください。

## 記載例

## 令和6年度 鶴見区自治会町内会現況届

No. \_\_\_\_\_

横浜市鶴見区長

自治会町内会名 **鶴見●●町内会** 会長氏名 **鶴見 一郎**

次のとおり、令和6年4月1日現在の現況を届け出ます。なお、役員情報は本人の同意を得ています

1	自治会町内会名	ふりがな <b>つるみまるまるちょうないかい</b>	
		<b>鶴見●●町内会</b>	
2	自治会町内会エリア	別添エリア図のとおり ※自治会町内会のエリア地図を添付してください。	
3	自治会町内会長	ふりがな	<b>つるみ いちろう</b> 電話 ( )
		氏名	<b>鶴見 一郎</b> 携帯 ( ) FAX ( )
		住所	<b>鶴見区 ●●町1丁目□-〇〇</b>
		Eメール	<b>〇■〇■〇■ @ turumi.com</b>
4	加入世帯数	<b>1234</b> 世帯	
5	班数 (回覧用チラシ等必要枚数)	<input type="checkbox"/> 変更なし <input checked="" type="checkbox"/> 変更あり <b>50</b> 班	チラシ 必要枚数 枚
6	掲示板数 (掲示ポスター必要枚数)	<input checked="" type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 変更あり	枚
7	配送先 (区役所からの資料、回覧用のチラシ等)	<input type="checkbox"/> 会長宅 <input type="checkbox"/> 会館 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (配送先を下記に記載してください)	
		氏名 (名称)	<b>鶴見 ツル子</b> 電話 ( )
		住所	〒230- <b>鶴見区▲▲町3丁目-□□</b>
8	会館	名称	<b>鶴見●●会館</b> 電話 ( ) FAX ( )
	会館予約担当	住所	鶴見区 <b>●●町1丁目□-▲▲</b>
9	役員氏名	<input checked="" type="checkbox"/> 副会長 <b>佐藤 ●</b> 電話 ( ) <input type="checkbox"/> 会計 FAX ( )	
		<input checked="" type="checkbox"/> 副会長 <b>鈴木 ■□</b> 電話 ( ) <input type="checkbox"/> 会計 FAX ( )	
		<input checked="" type="checkbox"/> 副会長 <b>高橋 ○▲</b> 電話 ( ) <input type="checkbox"/> 会計 FAX ( )	
		<input type="checkbox"/> 副会長 <b>田中 □●</b> 電話 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> 会計 FAX ( )	
		<input type="checkbox"/> 副会長 <b>伊藤 ○</b> 電話 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> 会計 FAX ( )	
10	ICTを活用した情報発信	HP	<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり (URL: <b>〇■〇■〇■ @ 〇■.com</b> )
		SNS	<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり (利用サービス: LINE)

## 補足事項

3会長の連絡先は、行政機関（国・県・市等）、行政関連団体（市外郭団体・社協等）、各議員、公共工事業者、不動産販売業者（目的が加入促進につながる場合）に対してのみ情報提供します。※Eメールは、区からの連絡でのみ使用します。

5～7変更内容は、届出のあった月の翌月からの反映となります。

7広報よこはまの配送先を変更する場合は、鶴見区役所広報相談係（Tel：510-1680）に連絡してください。

8会館使用希望者に対して、予約担当者の連絡先を公開している場合、氏名・連絡先を記入してください。

9役員の名前・連絡先は、緊急時に使用する場合があります。役員個人の個人情報の収集にあたっては、本人の同意を得た上で記載ください。

10自治会町内会の広報活動の一環として利用している、HPやSNS（LINE、X（旧Twitter）等）を記入してください。

令和 年 月 日

## 自治会町内会長変更届

(届出先)

鶴見区長

鶴見区自治連合会長

次のとおり、自治会町内会長の変更がありましたので届け出ます。

連合会地区名		(NO. )
自治会町内会名		(NO. )
新 会 長	ふりがな 氏名	
	生年月日	T・S・H 年 月 日 ( 歳)
	住所	鶴見区
	自宅TEL	045 ( )
	自宅FAX	045 ( )
	携帯電話	— —
変更年月日		令和 年 月 日
前会長氏名		

(注意) ・届出は新会長からの御提出をお願いします。

・鶴見区役所地域振興課地域振興係へご提出をお願いします。

## 自治会町内会デジタル活用・活動拠点（会館等）に関するアンケートについて【協力依頼】

### 1 趣旨

自治会町内会のデジタル活用に関する取組状況や活動拠点（会館等）に関する情報を把握するため、アンケートへの御協力をお願いします。いただいた回答は、今後の自治会町内会活動の支援のための施策を検討する際に、参考にさせていただきます。

### 2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区の定例会で情報提供をお願いします。

地区連合として取り組んでいる内容について、ご回答をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

単会として取り組んでいる内容について、ご回答をお願いします。

※地区連長及び単位会長を兼任されている方は、恐れ入りますが、それぞれの立場でご回答くださいますようご協力をお願いします。

### 3 アンケートの内容

別紙のとおり（全6問、所要時間：3分程度）

- ・自治会町内会のデジタル活用に関する取組状況について（2問）
- ・自治会町内会活動の拠点（会館等）について（4問）

### 4 実施時期

令和6年3月12日（火）～6月28日（金）

### 5 回答方法

次のいずれかの方法で、ご回答ください。

#### (1) 電子申請システム

右の二次元バーコードから、回答フォームにお進みください。

#### (2) メール

回答用紙（Excel）を、以下の市 WEB ページからダウンロードの上、市民局地域活動推進課 [sh-jichikai@city.yokohama.jp](mailto:sh-jichikai@city.yokohama.jp) までお送りください。

(URL <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/tyosa.html>)

横浜市 自治会町内会調査

検索

#### (3) 区役所地域振興課への提出

添付の回答用紙を地域活動推進費補助金の申請書類の提出時などに併せて、ご提出ください。（提出方法：窓口への持参・メール等）



←電子申請システムの  
二次元バーコード

市民局地域活動推進課 担当：川口、高橋、石栗  
電話：045-671-2317 FAX：045-664-0734  
Eメール：sh-jichikai@city.yokohama.jp

# 自治会町内会デジタル活用・活動拠点(会館等)に関するアンケート

区

※自治会町内会名

※地区連長の立場で回答いただく場合は、地区連合会名をご記入ください。

## 【デジタル関連】

(1)取り組んでいるもの全てにチェック☑してください。

- ① LINEなどを用いた連絡・情報発信       ② 自治会町内会ホームページ開設       ③ 自治会町内会SNS開設

- ④ 自治会町内会向けアプリの導入（アプリ名を記入） →

- ⑤ WEB会議の導入       ⑥ 会議資料をデータで共有

- ⑦ 紙資料のPDF保存（紙保管の低減）       ⑧ ストレージサービス(※)の活用(Googleドライブなど)

- ⑨ 会議録の自動文字起こしツールの活用

(※)インターネット上の保管スペースにデータを保存するサービス

- ⑩ その他（具体的内容） →

(2)これから取り組みたいもの全てにチェック☑してください。

- ① LINEなどを用いた連絡・情報発信       ② 自治会町内会ホームページ開設       ③ 自治会町内会SNS開設

- ④ 自治会町内会向けアプリの導入（アプリ名を記入） →

- ⑤ WEB会議の導入       ⑥ 会議資料をデータで共有

- ⑦ 紙資料のPDF保存（紙保管の低減）       ⑧ ストレージサービスの活用(Googleドライブなど)

- ⑨ 会議録の自動文字起こしツールの活用

- ⑩ その他（具体的内容） →

- ⑪ 今のところ取組む予定はない（その理由）→

## 【自治会町内会活動の拠点(会館等)について】

(3)主な活動拠点について教えてください。(当てはまるもの1つにチェック☑してください)

- ① 町内会単独で所有する会館       ② 他の町内会等と共同で所有する会館

- ③ 借家・借間       ④ 近隣の町内会が所有する会館       ⑤ 地区センター

- ⑥ コミュニティハウス       ⑦ 地域ケアプラザ       ⑧ 民間の会議室

- ⑨ マンション等の集合住宅の集会所       ⑩ その他 →

※地区連長の立場で回答いただく場合、地区連合町内会館を所有していなければ、こちらで回答終了です。

(4)自治会町内会館において、LED照明器具、省エネエアコン等、下記の5つの設備で導入済みのものを教えてください。(当てはまるもの全てにチェック☑してください)

① LED照明器具 (導入した時期) →

② 省エネエアコン (導入した時期) →

③ 断熱窓等 (導入した時期) →

④ 太陽光発電設備 (導入した時期) →

⑤ 蓄電池 (導入した時期) →


⑥ 導入済みの設備はない

↑直近で導入した時期を記入(例:R4年6月頃)

⑦ 会館がない

(5)自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金(R6.3.1申請受付開始のLED、省エネエアコン等への補助)について、申請予定(申請済み)ですか。(当てはまるもの1つにチェック☑してください)

① 申請予定 → 回答終了です。  ② 申請済み → 回答終了です。

③ 申請の予定はない → (6)にお進みください。

(6)「申請予定はない」理由を教えてください。(当てはまるものに全てチェック☑してください)

① 会館がない

② 既に省エネ設備を導入済みのため

③ 資金がない

④ 会員の了解が得られない  ⑤ 補助手続きが手間

⑥ 要件にあてはまらなかった

⑦ 希望する補助メニューがない  
(希望の設備を記入) →

--

⑧ その他 →

--

ご協力いただきありがとうございました。(実施主体:市民局地域活動推進課)

令和6年3月19日

各地区連合会長 様

鶴見区地域振興課長

「地域活動推進費補助金」の関係書類の提出について（依頼）

春暖の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、鶴見区政の推進につきまして、多大なる御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、次のとおり「地域活動推進費補助金」の関係書類の御提出をお願いします。

各種書類については、原則「郵送」、「Eメール」、「FAX」、「電子申請システム」で、次ページの送付先に提出をお願いします。

なお、提出書類について、疑義や不備がある場合は担当者へお問い合わせの連絡をしますので、あらかじめご承知おきください。

質問事項等があり、来庁したい場合は、必ず事前に電話でご連絡ください。事前連絡がない場合は書類の受取のみとなり、確認は後日となる場合があります。

1 提出いただく期日・書類

各地区連合の総会が終わり次第、別添の「事務の手引き」を参考にしながら、次のとおり、書類を作成し、御提出ください。様式は毎年変更がありますので、今年度の様式を使用するようお願いします。様式については、鶴見区自治連合会のホームページからもダウンロードできます。（自治会・町内会用の依頼文を参照）

提出期日	主な提出書類	対象
6月28日（金）	<令和5年度補助金決算> ・活動実績報告書（第6号様式） ・事業実績報告書（総会資料でも可） ・収支決算書（総会資料でも可）	全ての地区連合会
6月28日（金）	<令和6年度補助金申請> ・補助金交付申請書（第1号様式） ・事業計画書（総会資料でも可） ・収支予算書（総会資料でも可）	全ての地区連合会
	・総会資料及び議事録	
	・団体の規約	改正が無い場合も最新の規約を提出してください。

※ 地区連合町内会の補助金算定に際して、単位自治会町内会の令和6年4月1日現在の加入世帯数（会費を免除している世帯や法人会員も含む。）の情報がが必要です。

正確な補助金のお支払いのために令和6年度補助金の申請の際に、令和6年4月1日現在の加入世帯数を記載した総会資料のご提出をお願いいたします。

また、地区連合会の加入世帯数と所属の単位町内会の加入世帯数の合計が一致するように御

裏面あり

確認をお願いします。

## 2 送付先

### (1) 郵便の場合（添付の返信用封筒をご使用ください。切手貼付済）

〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1  
鶴見区役所 地域振興課 地域活動推進費担当

### (2) Eメールの場合

E-mail [tr-chikatsu@city.yokohama.jp](mailto:tr-chikatsu@city.yokohama.jp)

### (3) F A Xの場合

F A X 045-510-1892

### (4) 電子申請システムの場合

鶴見区自治連合会トップページ > 様式のダウンロード から、横浜市電子申請・届出システムで申請できます。

## 3 その他

「地域活動推進費補助金」及び「地域防犯灯維持管理費補助金」は、令和6年度予算案が横浜市会において議決されることを実施の条件としています。

## 4 様式データの入手方法

次の様式については、鶴見区自治連合会ホームページからもダウンロードできますので、ご活用ください。

### (1) 鶴見区自治連合会URL

<https://www.tsurumi-kurenkai.net/index.html>

鶴見区自治連合会	
----------	--

### (2) トップページからのダウンロード先

鶴見区自治連合会トップページ > 様式のダウンロード

※横浜市市民局のホームページからも様式をダウンロードできます。

## 5 添付書類

- (1) 令和5年度補助金決算関係書類一式
- (2) 令和6年度補助金申請書関係書類一式
- (3) 事務の手引き（単位自治会町内会用のものと同じ内容です。）

担当 鶴見区地域振興課 地域活動推進費担当  
TEL:510-1687 FAX:510-1892  
E-mail:tr-chikatsu@city.yokohama.jp

令和6年3月19日

各自治会町内会長 様

鶴見区地域振興課長

「地域活動推進費補助金」及び「地域防犯灯維持管理費補助金」の  
関係書類の提出について（依頼）

春暖の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。  
日頃から、鶴見区政の推進につきまして、多大なる御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、次のとおり「地域活動推進費・防犯灯維持管理費補助金」の関係書類の御提出をお願いします。

各種書類については、原則「郵送」、「Eメール」、「FAX」、「電子申請システム」で、次ページの送付先に提出をお願いします。

なお、提出書類について、疑義や不備がある場合は担当者へお問い合わせの連絡をしますので、あらかじめご承知おきください。

質問事項等があり、来庁したい場合は、必ず事前に電話でご連絡ください。事前連絡がない場合は書類の受取のみとなり、確認は後日となる場合があります。

### 1 提出いただく期日・書類

各自治会町内会の総会が終わり次第、別添の「事務の手引き」を参考にしながら、次の書類を作成し、御提出ください。様式は毎年変更がありますので、今年度の様式を御使用くださいますようお願いいたします。

提出期日	主な提出書類	対象
6月28日（金）	<令和5年度補助金決算> ・活動実績報告書（第6号様式） ・事業実績報告書（総会資料でも可） ・収支決算書（総会資料でも可）	全ての自治会町内会
6月28日（金）	<令和6年度補助金申請> ・補助金交付申請書（第1号様式） ・事業計画書（総会資料でも可） ・収支予算書（総会資料でも可）	全ての自治会町内会
	・総会資料及び議事録	
	・団体の規約	改正が無い場合も最新の規約を提出してください。
	・防犯灯電気料金領収証の写し又は支払証明書 の写し（両方とも6年4月分） ・電気料金集約分内訳表の写し	防犯灯を維持管理している自治会町内会

※補助金の算定に際して、令和6年4月1日現在の加入世帯数（会費を免除している世帯や法人会員も含む）の情報が必要です。転出・転入などにより変動する加入世帯数を把握することは、大変な作業ですが、例えば、毎年3月末には班ごとの加入世帯数を再点検するなど、正確な把握をお願いします。正確な補助金額のお支払い及び加入世帯数把握のために、令和6年4月1日現在の加入世帯数を記載した総会資料のご提出をお願いいたします。

裏面あり

## 2 送付先

### (1) 郵便の場合（添付の返信用封筒をご使用ください。切手貼付済）

〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1  
鶴見区役所 地域振興課 地域活動推進費担当

### (2) Eメールの場合

E-mail [tr-chikatsu@city.yokohama.jp](mailto:tr-chikatsu@city.yokohama.jp)

### (3) FAXの場合

FAX 045-510-1892

### (4) 電子申請システムの場合

鶴見区自治連合会トップページ > 様式のダウンロード から、横浜市電子申請・届出システムで申請できます。

## 3 その他

「地域活動推進費補助金」及び「地域防犯灯維持管理費補助金」は、令和6年度予算案が横浜市会において議決されることを実施の条件としています。

## 4 様式データの入手方法

次の様式については、鶴見区自治連合会ホームページからもダウンロードできますので、ご利用ください。

### (1) 鶴見区自治連合会URL

<https://www.tsurumi-kurenkai.net/index.html>

鶴見区自治連合会	
----------	--

### (2) トップページからのダウンロード先

鶴見区自治連合会トップページ>自治会・町内会の役員の皆様へ>書式関係

※横浜市市民局のホームページからも様式をダウンロードできます。

## 5 添付書類

- (1) 令和5年度補助金決算関係書類一式
- (2) 令和6年度補助金申請書関係書類一式
- (3) 事務の手引き

担当 鶴見区地域振興課 地域活動推進費担当

TEL:510-1687 FAX:510-1892

E-mail:tr-chikatsu@city.yokohama.jp

令和6年3月19日

各自治会町内会長 様

鶴見区総務課長

## 「町の防災組織活動費補助金」の関係書類の提出について（依頼）

日頃から本市の危機管理対策事業に種々の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
さて、令和6年度も「町の防災組織」による防災活動を充実していただくため、標記補助金を交付いたします。

つきましては、関係書類を送付いたしますので、同封の手引きを御参照のうえ、必要事項を記入し、関係書類の御提出をお願いいたします。

## 送付書類

- (1) 令和6(2024)年度 町の防災組織活動費補助金事務の手引き
- (2) 令和6(2024)年度 町の防災組織活動費補助金交付申請書（以下「申請書」）
- (3) 令和5(2023)年度 町の防災組織活動費補助金実績報告書（以下「報告書」）

## 【ご依頼事項】

◎次の書類を作成のうえ、令和6年6月28日（金）までに、区役所総務課へ、「窓口提出」、「郵送」、「Eメール」、「FAX」、「電子申請システム」にてご提出ください。

※令和6年度より「電子申請システム」での提出も可能となります。

<6年度補助金の交付申請に必要な書類>

- ・申請書、（事業計画書、収支予算書、団体の規約）

<5年度補助金の実績報告に必要な書類>

- ・報告書、（活動実績報告書、収支決算書）

なお、事業計画書・収支予算書・活動実績報告書・収支決算書・団体の規約を、「地域活動推進費補助金」の関係書類として区役所地域振興課へ提出する場合は、総務課への再度の提出は不要です。

◎「町の防災組織」活動費補助金の申請金額及び支出金額と、団体の収支予算書及び収支決算書の「町の防災組織活動費」の金額との整合性を取ってください。

詳しくは、下記連絡先にお問い合わせください。お手数をおかけいたしますが、御理解と御協力をお願い申し上げます。

※当該事業は、令和6年度予算案が横浜市会において議決されることを条件としています。

問合せ：鶴見区総務課防災担当

石関・勝倉・川添・細川

TEL 045-510-1656 FAX 045-510-1889

Eメール：tr-bousai@city.yokohama.jp

2024

文化  
環境

# 三ツ池公園



鶴見区  
マスコット  
「ワックン」

「楽しい」が  
いっぱい!



# フェスティバル



地域にゆかりのある団体や企業が、  
様々な模擬店やPRブースを並べます。



区内の学校・団体によるダンスや吹奏楽など、  
盛りだくさんのステージパフォーマンス!

5/18 土

9:30~16:00  
(荒天時中止)

会場：県立 三ツ池公園

(横浜市鶴見区三ツ池公園 1-1)

※車でのご来場はご遠慮ください。



豪華賞品が当たる  
大抽選会もあるよ!!



## フードライブ

### 寄付できる食品

家庭などで余った食品を、食べ物を必要と  
している人や施設に届けます。

未開封のもので賞味期限が2か月以上残っているもの  
缶詰・レトルト食品・インスタント食品・お菓子・お米・  
防災備蓄品など

### 寄付できない食品

お酒・お弁当・生鮮食品  
賞味期限の記載のない食品など

寄附できる食品がありましたら会場へお持ちください。  
お持ちいただいた方には、記念品(ワックンカトラリー  
セットなど)をプレゼント!

地球に  
優しく!

いろんな  
体験をしよう!



JR 鶴見駅西口から  
★市営バス6・67・104系統  
「三ツ池公園北門」バス停より徒歩3分  
★臨港バス07系統「公園正門」バス停すぐ

## 使用済みてんぷら油

回収協力：信愛エナジー

てんぷら油が、ボイラーや飛行機などの  
燃料に生まれ変わります!  
蓋のしまる容器に入れてお持ちください。

## 不要な文房具

未使用の鉛筆・シャープペン・ノート  
を、鶴見区内の支援を必要とするお子  
さん達に送ります。

協力：子ども家庭支援センターつるみらい  
特定非営利活動法人サードプレス  
株式会社マルハチ

## 洗った牛乳パック

協力：ツルミ紙業

洗って開いて乾かした牛乳パック  
5枚以上持参した方にトイレト  
ーパー1個と交換します。  
先着200名、おひとり様1個まで

## マイバッグにお絵かきしましょ♡

アース green つるみ

マイバッグに好きな絵を描いて、  
オリジナルマイバッグを作ろう!  
対象：小学生以下 50枚限定  
参加費：200円

## 不要なプラレール

協力：鶴見区社会福祉協議会

不要になったプラレールを地域コミュニティサロン開催に役立てる為、回収をしています。

気軽に参加できる  
スポーツ体験  
&昔あそび

## 消防はしご車搭乗体験

10:00~12:00(先着順)

※中止の場合あり



## 当日開催可否のお問合せ先

中止の場合は区ホームページに掲載します。

三ツ池公園フェスティバル



パソコン・スマートフォンをお持ちでない方は  
横浜市コールセンター ☎045-664-2525で  
ご確認ください。(イベント当日 午前8時から)

【主催】三ツ池公園(文化・環境)フェスティバル実行委員会【共催】鶴見区役所・県立三ツ池公園指定管理者【協力】鶴見区民地域活動協会



- ・会場内での喫煙マナーにご協力ください。
- ・ゴミは各自でお持ち帰りください。
- ・混雑場所、飲食ブース付近でのペットの散歩はご遠慮ください。
- ・公園内でのドローン飛行及び撮影は禁止します。

【問い合わせ先】三ツ池公園(文化・環境)フェスティバル実行委員会

TEL:045-510-1692(鶴見区役所地域振興課)

# 私たちは三ツ池公園（文化・環境）フェスティバルを応援しています!!

協賛企業・団体・個人の皆様

鶴見区自治連合会  
鶴見区自治連合会婦人部  
鶴見区自治会町内会



（公社）神奈川県  
宅地建物取引業協会  
横浜鶴見支部

川崎鶴見臨港バス（株）	不動産の（株）タルヤ	（特非）サードプレイス
聖ヨゼフ学園小学校・中学・高等学校	（福）横浜市鶴見区社会福祉協議会	横浜市駒岡地区センター
横浜鶴見北ロータリークラブ	文具・事務用品の（株）マルハチ	植進
大本山總持寺	（株）広栄商事	介護付き有料老人ホーム もみの樹・横浜鶴見
鶴見区民地域活動協会地区センター・鶴見区民地域活動協会コミュニティハウス		

（株）照繁工務店	（株）小山組	（株）磯ヶ谷商店
小林化学産業（株）	（学）藤華学院 白鵬女子高等学校	（有）飛川工務店
（株）神奈川銀行 末吉支店	（株）くらしの友	（宗）正行寺
横浜信用金庫 末吉支店	川崎信用金庫 駒岡支店	横浜上末吉郵便局
（福）秀峰会 横浜市馬場地域ケアプラザ	JA 横浜 鶴見支店	ライフ鶴見店
（宗）真福寺	青木住宅（株）	F・F 魚春
家族葬のすずき	矢向商店街協同組合	（宗）長松寺
スノーヴァ新横浜	（同）えぬでん	（有）亀村屋
高田そろばんスクール	（有）エム企画	駒久産業（有）
日建情報センター（有）梶山店	（有）明工電設	横浜駒岡郵便局
鶴見区文化協会	福島 京子	（宗）常倫寺
（株）江電社	（株）熊沢電設	内町商事（株）
鶴見神社	東宝タクシー（株）	清月・東寺尾
（株）エクセレントケアシステム	橋幼稚園 橋学苑中学校・高等学校	米粉シフォン KUISHINBŌ
鶴見けんこう太極拳グループ	神奈川トヨタ自動車（株） 市場営業部	川崎信用金庫 鶴見支店
三ツ池幼稚園	新鶴見ドライビングスクール・菊名ドライビングスクール	（福）横浜社会福祉協議会 横浜市寺尾地域ケアプラザ
（有）昭和鋳金工業	横浜商科大学	（有）齋藤設備工業所
（有）鶴見園芸	横浜鶴見西ライオンズクラブ	（有）星野板金
磯ヶ谷ナマコン（有）	（有）マルダイ	スナック みほ
丸山農園	横浜市駒岡地域ケアプラザ	Flower&Garden 花枝
鶴見大学	横浜矢向郵便局	（株）村西電気商会
横浜信用金庫 駒岡支店	土師流里神楽 荻原社中	（有）好樹園
（有）英美	矢向商栄会	丸経清水表具店
（有）小山商事	（有）山昇	（株）大立農園
（有）ヤマス	富士造園（株）	香取米店
（有）大地産業	メルセデス・ベンツ横浜東	神明屋酒店
横浜信用金庫 馬場支店	ニューツルミゴルフ練習場	パブスナックオリーブ新井
岩崎商事（株）	俊庭園（株）	横浜北寺尾三郵便局

2月未現在（順不同）

## 消防出張所の機構改革について【事業説明】

### 1 事業の趣旨

消防出張所のマネジメント体制及び警防体制の強化を図るため、今後4か年をかけて市内78消防出張所の体制を変更します。

### 2 お願いしたいこと

【区 連 長】御承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いいたします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します（該当区のみ）。

定例会等で情報提供をお願いします（該当区のみ）。

### 3 機構改革の概要等

#### (1) 概要

これまで消防出張所に配置していた毎日勤務者の「消防出張所長（係長級）」を、当直勤務の「消防出張所第一係長」、「消防出張所第二係長」へ見直し、消防出張所に係長級の職員を2名配置します。

また、消防出張所に地域担当として、豊富な経験を有した毎日勤務者を1名配置します。

#### (2) 対象

令和6年度は、鶴見、神奈川、西、中、南、港南消防署の消防出張所が対象となります。

### 4 機構改革の主なポイント

#### 【ポイント①】責任職による24時間体制の構築

##### I 消防出張所のマネジメント体制の強化

＜現行体制＞

消防出張所長（毎日勤務者）の勤務体系により夜間時間帯においては、責任職が不在となっています。

＜今後の体制＞

・係長の24時間当直勤務により、平日夜間や土日祝日においても、責任職による対応が可能となります。

・当直勤務の係長を配置することで、職員の人材育成（部隊訓練や立入検査など）をより一層推進し、安全・安心を実感できる街づくりを進めます。

##### II 出張所部隊の災害対応力の強化

＜現行体制＞

出張所部隊の隊長は、職員（消防司令補）が担っています。また、消防出張所長は部隊要員ではありません。

＜今後の体制＞

出張所部隊の隊長は、係長（消防司令）が担うとともに、係長を補佐する職員（消防司令補）を配置し、更なる出張所部隊の災害対応力の強化を図ります。

#### 【ポイント②】豊富な経験を有した毎日勤務の職員（地域担当）を配置

出張所部隊が災害出場中や訓練等で不在の場合でも、豊富な経験を有した毎日勤務の職員（地域担当）が、現行と変わらず消防出張所の窓口対応を行います。

### 【ポイント③】地域・消防団への対応

<現行体制>

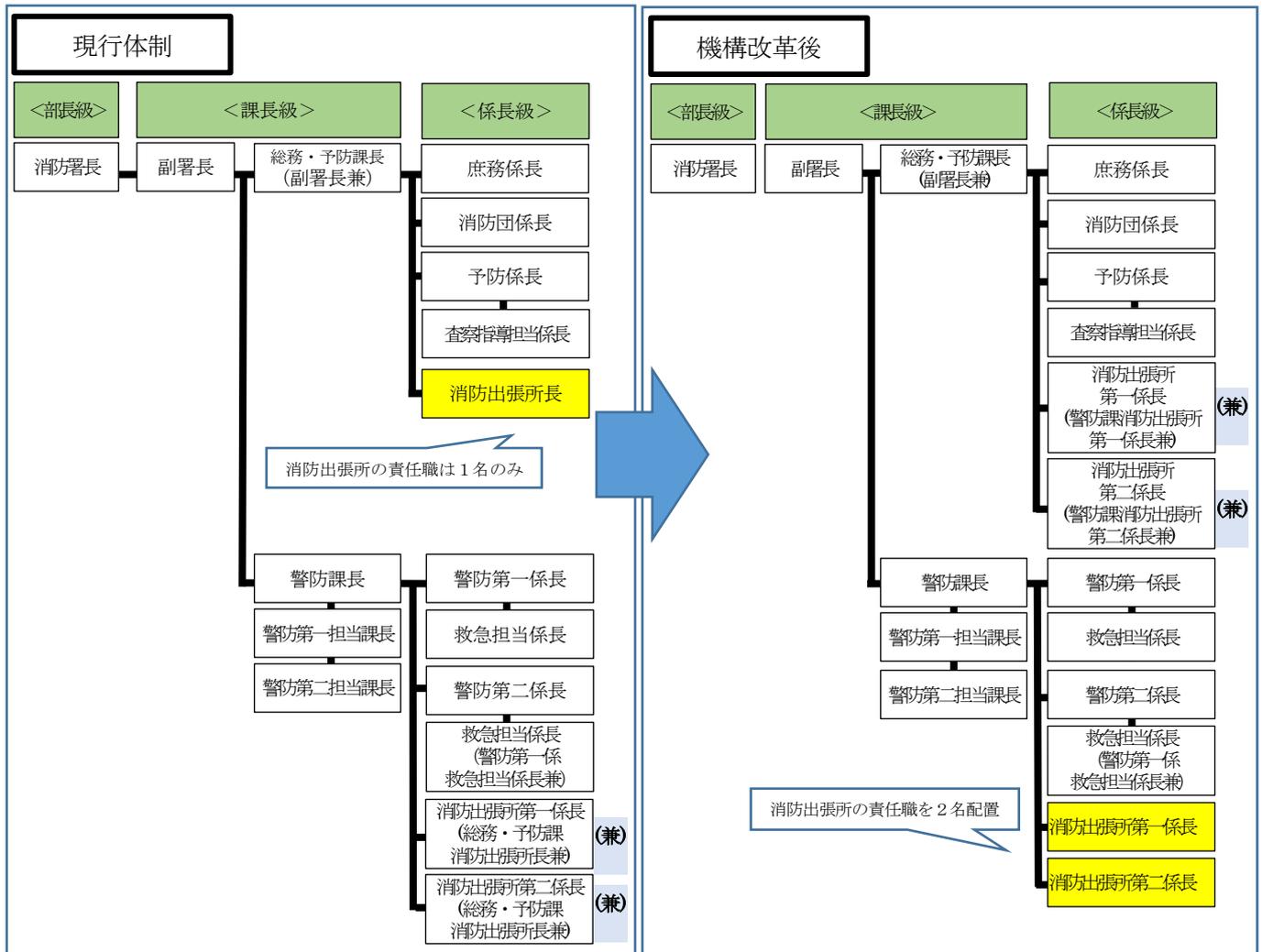
地域・企業等への「防災指導」や各種訓練、会議への参加をはじめとする「消防団関連事務」等は、消防出張所長が単独で行うことが多くなっています。

<今後の体制>

・「防災指導」等は、消防出張所第一・第二係長のマネジメントのもと、係一体となった対応が可能となります。

・「消防団関連事務」は、訓練から実災害まで、出張所部隊と消防団の顔の見える関係が構築されることで連携が強化されます。

### 【参考：組織機構図】



鶴見消防署総務・予防課  
 担当：総務・予防課長 藤馬  
 電話/FAX：045-503-0119

# 鶴見 消防団だより

Vol.11  
令和6年3月号

第二分団・第三分団・第四分団・第五分団・第六分団・第七分団・第八分団・第九分団

特

◆◆◆ 令和5年度 鶴見消防団活動トピックス ◆◆◆

集

11/18 (土)

横浜市消防訓練センター  
**横浜市消防操法技術訓練会優勝**




消防操法技術訓練会は、4人1チームで消火技術、タイムを競う大会。9月の鶴見区大会を勝ち抜いた鶴見消防団第八分団が、横浜市大会20消防団の頂点に。次は横浜市の代表として、今年7月に開催の神奈川県大会へ。「私たち、普段は鶴見区民」、鶴見区の安全・安心を目指し、防災力向上に努めています。



11/19 (日)

鶴見花月園公園  
**集まれ！防災パーク**



初開催の防災イベント！  
スタンプラリーで防災について楽しく学ぼう！をテーマに、水消火器、AED、煙体験を担当しました。



1/6 (土)

鶴見公会堂、JR 鶴見駅西口駅前モール広場  
**令和6年鶴見区消防出初式**



鶴見公会堂で式典及び消防団・消防署による総合訓練を披露し、西口駅前モールでは消防車両の展示等行い、令和6年鶴見区の安全・安心を祈念しました。



## 消防団員募集!

消防団は地域の防災リーダーとして、家族、区民の安全・安心を守ります。  
現在、男女合わせて約500名の団員が活動しています。**性別、年齢、職業に関わらず、同じ思いの仲間がいる！**  
**大事なのは「できるか、できないか」ではなく、「やるか、やらないか」。あなたのチャレンジを待っています！**  
活動に応じて年額報酬や活動報酬の支給があります。(原則非課税)

※男女を問わず、年齢18歳以上、70歳未満で、鶴見区に居住、勤務し、又は在学している健康な方であれば入団できます。活動に制限はありますが、外国籍の方も入団できます。

鶴見消防団PRムービー



鶴見消防団ホームページ



横浜市消防団ホームページ



お問い合わせ先 **鶴見消防署 消防団係**

☎・FAX 045-503-0119



# 鶴見消防署 インフォメーション



## ⚠ 火災による死者が急増しています ⚠

令和5年中、市内の住宅火災により14人の方が亡くなりましたが、今年に入り焼死者は既に9人に上り、被害が急増しています。

たばこ、こんろ及びストーブの火の管理、電気コードやコンセントの点検のほか、住宅用火災警報器の設置及び維持管理に努めましょう。

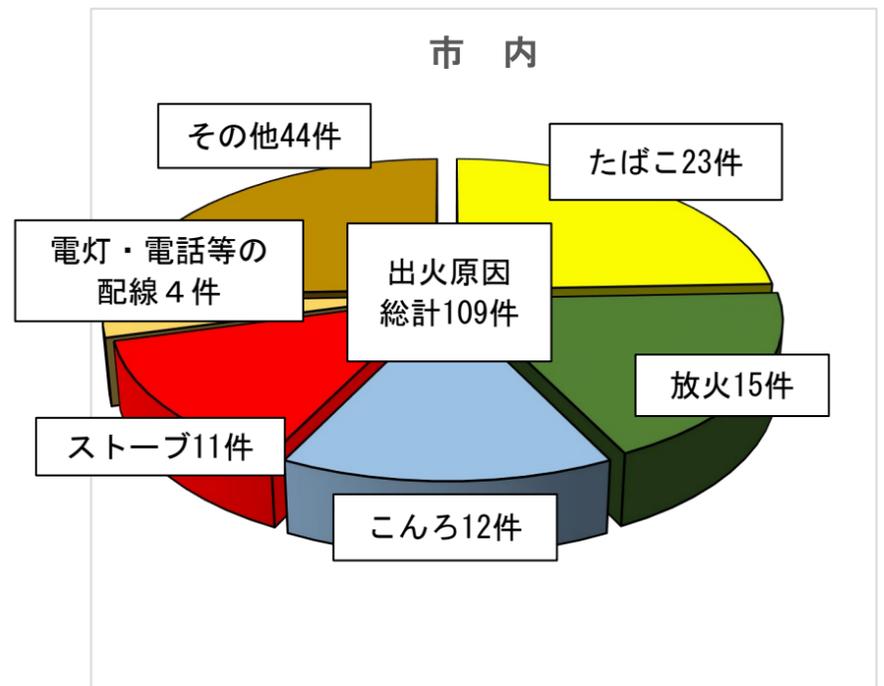
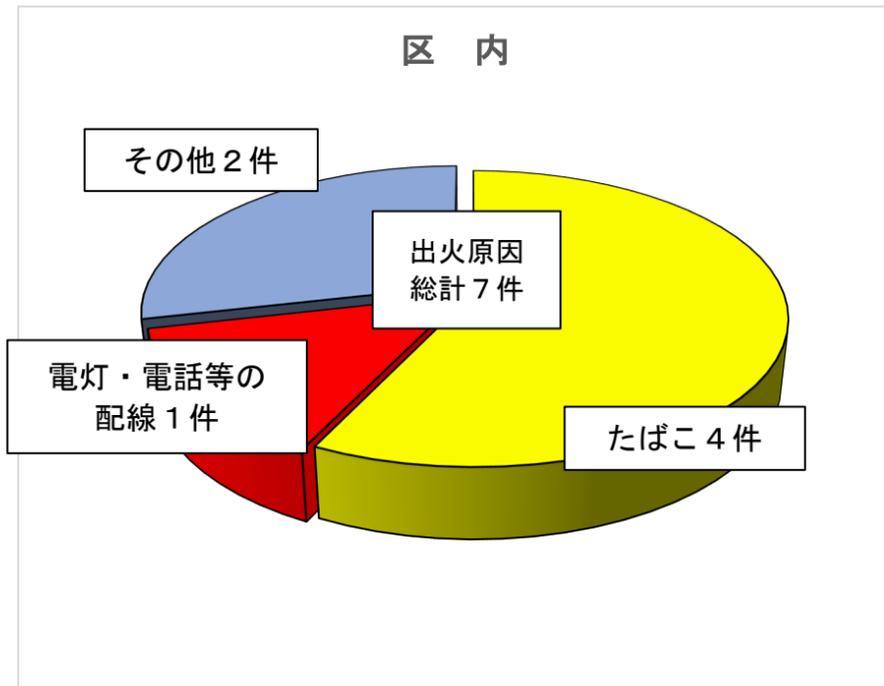
### ◆ 鶴見区内の災害・救急概況

年別		R6年	R5年	増△減
区分				
火災件数		7	11	△4
火災種別	建物	3	7	△4
	林野			
	車両	1	2	△1
	船舶			
	その他	3	2	1
損害程度	焼損面積 (㎡)	40	271	△231
	死者			
	負傷者		5	△5
主な火災原因	たばこ	4	2	2
	電灯・電話等の配線	1		1
	その他	2	9	△7
救急件数		3,059	2,981	78
救急種別	急病	2,222	2,134	88
	交通事故	129	121	8
	一般負傷	495	509	△14
	その他	213	217	△4

### ◆ 横浜市内の災害・救急概況

年別		R6年	R5年	増△減
区分				
火災件数		109	136	△27
火災種別	建物	72	84	△12
	林野			
	車両	13	9	4
	船舶			
	その他	24	43	△19
損害程度	焼損面積 (㎡)	1,402	1,482	△80
	死者	9	3	6
	負傷者	22	26	△4
主な火災原因	たばこ	23	20	3
	放火(疑い含む)	15	28	△13
	こんろ	12	16	△4
	ストーブ	11	9	2
	電灯・電話等の配線	4	2	2
	その他	44	61	△17
救急件数		43,088	39,627	3,461
救急種別	急病	30,932	28,272	2,660
	交通事故	1,354	1,290	64
	一般負傷	7,749	7,249	500
	その他	3,053	2,816	237

(令和6年1月1日～2月29日速報値 昨年同期比較)



# 鶴見警察署管内刑法犯認知状況表

令和6年3月  
鶴見警察署 生活安全課  
2月末暫定値

## 1 罪種別認知状況（年中累計 前年同期比）

年別	凶悪犯				粗暴犯				窃盗犯			知能犯		風俗犯		その他	合計
	殺人	強盗	放火	不同意性交等	暴行	傷害	脅迫	恐喝	侵入盗	乗り物盗	非侵入盗	詐欺	その他	わいせつ	その他		
令和6年2月末	0	0	0	0	8	7	0	0	6	89	66	18	1	1	1	20	217
令和5年2月末	0	2	1	0	2	13	1	0	11	70	68	18	0	2	0	12	200
前年比	0	-2	-1	0	+6	-6	-1	0	-5	+19	-2	0	+1	-1	+1	+8	+17



## 2 窃盗犯手口別認知状況及び特殊詐欺（年中累計 前年同期比）

年別	侵入盗						乗り物盗				非侵入盗						合計	
	空き巣	忍込	出店荒	事務所荒	その他	小計	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	小計	車上ねらい	ひったくり	自動販売機ねらい	万引き	部品ねらい	その他		小計
令和6年2月末	3	0	1	0	2	6	3	5	81	89	2	1	1	29	3	30	66	161
令和5年2月末	4	0	3	0	4	11	2	17	51	70	1	0	0	36	6	25	68	149
前年比	-1	0	-2	0	-2	-5	+1	-12	+30	+19	+1	+1	+1	-7	-3	+5	-2	+12

特殊詐欺	(旧振り込め詐欺)
9	
19	
-10	

## 特殊詐欺被害総額 約2900万円

(※被害額は100,000円単位四捨五入)

### キャッシュカード詐欺盗被害… 0人

警察官や銀行協会職員、デパート店員を装って被害者に電話をかけ、「キャッシュカードが不正に利用されている。」等の名目により、キャッシュカード等を準備させたうえで、隙を見る等し、新しく用意したカードと説明された偽物のカードが入った封筒を渡され、古いカードを回収する旨を理由として、キャッシュカードを犯人に手渡し、キャッシュカード等を窃取する手口です。

### オレオレ詐欺被害… 2人 約 2200万円

息子や孫の親族等を装い、横領、痴漢等の示談金又は仕事上のミスによる損失の補填、バッグの紛失、借金の返済等を名目として、犯人が自宅へ訪ねて来たり、駅等に呼び出し、金銭等をだまし取る詐欺です。

### 預貯金詐欺被害… 5人 約 560万円

警察官や区役所職員、銀行協会職員等を装い、あなたの口座が犯罪に利用され、キャッシュカードの交換手続きが必要である等の名目で、暗証番号を聞き出し、キャッシュカードやクレジットカードをだまし取る詐欺です。

### 還付金詐欺被害… 1人 約 90万円

役所等を装って、保険金や医療費の過払い分の返還を名目に、言葉巧みに被害者をATMに誘導して操作させ、被害者の口座から犯人の口座へお金を振込ませる詐欺です。

### 架空請求詐欺… 1人 約 50万円

インターネット事業者などを名乗る犯人から、インターネットの未納料金が発生しているなどの名目で携帯電話にメールが送られてきたり、法務省や裁判所からはがき、封書が送られてきて、未払いの料金があるなど架空の事実を口実に、金銭等をだまし取る詐欺です。

鶴見警察署公式X (旧Twitter)  
@4339\_police



鶴見警察署  
ホームページQRコード



	合 計	侵入盗					非侵入盗							乗り物盗				
		空き巣	忍込み	出店荒し	その他	合計	部品ねらい	工事場ねらい	車上ねらい	置引き	万引き	ひったくり	その他	合計	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	合計
合計	161	3		1	2	6	3		2	1	29	1	30	66	3	5	81	89
朝日町	1																1	1
安善町																		
市場上町	2																2	2
市場下町	1																1	1
市場西中町																		
市場東中町																		
市場富士見町																		
市場大和町																		
潮田町	3											2	2		1			1
江ヶ崎町	3											1	1				2	2
小野町	1																1	1
梶山	4																4	4
上末吉	3																3	3
上の宮																		
寛政町																		
岸谷	1			1		1												
北寺尾	2									1	1		2					
駒岡	8				1	1				3		1	4				3	3
栄町通	1																1	1
汐入町																		
獅子ヶ谷	5							1		3			4	1				1
下野谷町	3														1		2	3
尻手	11	1				1				2		1	3	1			6	7
下末吉	3														1		2	3
末広町																		
菅沢町	1																1	1
諏訪坂	1																1	1
大黒町																		
大黒ふ頭	1																1	1
大東町																		
佃野町																		
鶴見																		
鶴見中央	36									11		10	21		1		14	15
寺谷																		
豊岡町	26								1	3		6	10				16	16
仲通	5									1		1	2				3	3
生麦	6				1	1	1					2	3				2	2
浜町																		
馬場																		
東寺尾	3											1	1	1			1	2
東寺尾北台																		
東寺尾中台																		
東寺尾東台																		
平安町	3											1	1				2	2
弁天町																		
本町通	4	1				1	1			1			2				1	1
三ツ池公園	2																2	2
向井町	1																1	1
元宮	6							1		2		2	5				1	1
矢向	14	1				1	1			2		2	5		1		7	8

# 交通事故発生状況

令和6年3月  
鶴見警察署 交通課

2月末概数

## ①管内発生状況 (年中累計 前年同期比)

	発生件数	死亡者数	重傷者数	軽傷者数	負傷者数
6年	84	0	7	85	92
5年	100	0	6	107	113
増減数	-16	±0	+1	-22	-21

## ②県内発生状況 (年中累計 前年同期比)

	発生件数	死亡者数	負傷者数
6年	1601	6	1834
5年	1585	7	1862
増減数	+16	-1	-28

## ③管内発生状況 (1月中累計 前年同期比)

	発生件数	死亡者数	重傷者数	軽傷者数	負傷者数
6年	46	0	1	50	51
5年	45	0	4	49	51
増減数	+1	±0	-3	+1	±0

卒園、卒業おめでとうございます！  
春は子供たちが独り立ちする季節です。  
正しい交通ルールを大人がしめし、事故のない鶴見区を作りましょう。



以下 管内年中累計件数 (単位:件数)

## ④路線別

	一般国道			県道・地方道				市道	その他
	国道1号	国道15号	国道357号	川崎町田	産業道路	環状2号	その他		
6年	7	12	0	8	2	5	4	44	2
5年	10	9	0	4	2	4	6	62	3

## ⑤曜日別

	日	月	火	水	木	金	土
6年	4	17	7	10	17	14	15
5年	8	15	24	11	16	17	9



自転車事故多発中！  
ヘルメットを着用しましょう。

## ⑥時間別

	0時～	2時～	4時～	6時～	8時～	10時～	12時～	14時～	16時～	18時～	20時～	22時～
6年	2	1	3	10	10	6	7	8	14	15	6	2
5年	5	2	2	12	14	11	9	15	13	11	5	1

## ⑦町名別 (区内多発順)

	鶴見中央	駒岡	下末吉	生麦
6年	8	8	6	6
5年	13	8	10	6

※当月累計の多発順を元に掲載していません。常に発生が多い地区ではありません。



鶴見警察署  
マスコット  
キャラクター  
かける&まい

## ⑧事故類型別

	車両同士						人对車両		列車
	車両単独	正面衝突	追突	出会い頭	右左折時	その他	横断中	その他	
6年	6	1	25	5	13	21	11	2	0
5年	8	3	12	18	21	12	16	10	0

## ⑨関係者別 (二輪、自転車は子供、高齢者を含む)

	子供	高齢者	二輪	自転車
6年	1	14	10	9
5年	8	19	32	31

自転車事故で亡くなっている方の約6割は、頭部に主な損傷を負っていることから、ヘルメットを着用することは大変重要です。  
自転車乗車時はヘルメットをかぶりましょう！